

知多浄水場始め4浄水場排水処理施設整備・運営事業

実施方針等に関する第1回質問への回答

平成17年1月

愛知県企業庁

実施方針 用語の定義

No.	項目番号				ページ数	項目名	質問事項	回答
1						割賦支払金	「割賦支払金」に関して、「脱水处理施設等の設計及び建設業務に係るサービスの対価として、県企業庁が事業者に対して支払う料金」には開業費等のその他初期費用も含まれているとの理解で宜しいでしょうか。	ご質問のとおり、開業費等、本事業を開始するに当たって必要な経費は設計及び建設業務に係る対価に含まれます。
2							用語の定義に、[下請企業]という用語が記載されていませんが、下請企業に関わる要件は協力企業と同様と考えてよろしいですか。また、下請企業名や役割を参加表明書/提案書へ記載することを予定されていますか。	前段の質問について、協力会社とは、事業者(原則として、特別目的会社を想定)より、設計業務、建設業務、維持管理業務、運営業務を、直接的に請負又は委託をされる企業のうち、特別目的会社に出資していない企業のことをいいます。 また、構成員及び協力会社の名称は、参加表明書及び事業提案書に必ず記載する必要がありますが、それ以外の企業で本事業に携わる企業の名称を記載することについては、応募者の提案に委ねます。また、この際、参加資格要件は、構成員と協力会社が対象となります。

実施方針 1 特定事業の選定に関する事項

No.	項目番号				ページ数	項目名	質問事項	回答
3	1	(1)	オ	(ア)	2	事業概要	脱水機棟がRC造、脱水設備の脱水機が2台と記載されていますが、必須条件と考えてよろしいですか。	台数は設計条件となりますが、「RC造」は削除します。
4	1	(1)	オ	(ア)	2	事業概要	脱水設備において脱水機(2台)と記述がありますが脱水機の台数に提案の余地は無いのでしょうか。	質問NO.3の回答をご参照下さい。
5	1	(1)	オ	(ア)	2	事業概要	知多の脱水機棟はRC造となっておりますが、4-(2)-ア 脱水機棟に関する要件に記載されております次期更新設備においても使用できる耐久性(目安として40年程度)を満足すれば、他の工法により建設してもよろしいでしょうか。	質問NO.3の回答をご参照下さい。
6	1	(1)	オ	(ウ)	4	業務範囲	a及びbの業務として「工事監理」とありますが、「工事監理者」と「脱水処理施設等の建設に当たるもの(=施工者・プラントメーカー)」が同一である場合でも、問題ないとの理解でよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
7	1	(1)	オ	(ウ)	4	業務範囲	aの業務として「県企業庁が行う近隣対応・対策への協力」とありますが、どのような「協力」を想定すればよろしいでしょうか。	建設段階で生活環境影響調査に係る対応が必要であるほか、管理段階において近隣住民から苦情等があった場合は、県企業庁が行う近隣対応・対策について、情報提供や説明補助を求めることを想定しています。
8	1	(1)	オ	(ウ)	4	業務範囲	a及びbの業務として「県企業庁が行う国庫補助申請・検査業務の支援協力」とありますが、どのような「支援協力」を想定すればよろしいでしょうか。	補助申請、実績報告書の作成にあたり、申請額の積算根拠(見積)、設計図面等の提出、また会計検査等への対応について協力してください。
9	1	(1)	オ	(ウ)	4	事業概要	「生活影響環境調査」はa知多浄水場及びb.3浄水場ともに含まれておりますが、要求水準書(3ページ)では知多浄水場しか含まれておりません。どちらが正しいのでしょうか。	3浄水場においては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第15条に基づき、設置される脱水機の能力により、「生活環境影響調査」の要否が決まります。よって、事業者提案に基づき必要となることがあります。従って、実施方針の方が正しいこととなります。
10	1	(1)	オ	(ウ)	4	事業概要	「建設工事までに必要な手続」「脱水処理施設等の増設・更新等の工事開始までに必要な手続」に関する「各種申請業務等」は具体的にどのような申請業務があるか御教示頂けますでしょうか。	県企業庁が行う産業廃棄物処理施設の設置許可申請への支援や建設業法等に基づく工事施工に伴う申請手続きを想定しています。
11	1	(1)	オ	(ウ)	4	事業概要	3浄水場の脱水処理施設については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条による産業廃棄物処理施設の設置許可を愛知県企業庁殿にて得ておられますでしょうか。また、今回の増設・更新に伴い同法第15条の2の5による変更申請は、事業者の業務範囲となるのでしょうか。	3浄水場における既設の産業廃棄物処理施設の設置許可は、愛知県(企業庁長名)が取得しています。今後の新設又は更新等においても企業庁長名で申請しますが、申請内容は事業者提案のものとなりますので、県企業庁が行う申請書作成を支援することが業務範囲となります。

実施方針 1 特定事業の選定に関する事項

No.	項目番号				ページ数	項目名	質問事項	回答
12	1	(1)	オ	(ウ)	4	事業概要	知多浄水場以外の脱水処理施設等の運営・維持管理に関する業務は、平成18年4月より開始されることとなりますが、現在、維持管理(点検、保守、修理、交換、等)業務の引き継ぎ等業務がかなり発生すると思われます。引き継ぎは事業範囲に含まれませんか。	ご指摘のとおり、引継ぎ業務は事業範囲に含まれます。平成18年4月より3浄水場の運営・維持管理業務が開始されるよう、すみやかに引き継ぎ業務を行っていただく必要があります。詳細は平成17年2月に公表予定の事業契約書(素案)に示します。また、実施方針に、当該業務に係る記述を追加することを予定します。なお、当該業務に係る費用は開業費等において計上して下さい。
13	1	(1)	オ	(ウ)	4	事業概要	濃縮槽施設の運転支援とありますが、濃縮汚泥濃度の管理は県企業庁殿の分担と考えて宜しいでしょうか。	ご質問のとおりです。
14	1	(1)	オ	(ウ)	4	事業概要	尾張東部浄水場内における濃縮汚泥の運搬において、工水用浄水場から上水用浄水場まで約2kmの距離を公道を利用して運搬することとなりますが、運搬依頼先業者は産業廃棄物運搬収集業の許可保有が必要でしょうか。	事業者又は運搬依頼先業者が泥水を運搬するには、産業廃棄物運搬収集業の許可が必要となります。
15	1	(1)	ク		6	事業者の収入に関する事項	12行目「近隣の市町から水道汚泥の引き取りを要請された場合」とありますが、引き取りは義務なのでしょうかご教示願います。また、企業庁様の実績ならびに将来的な引き取り見込みがお有りであれば、引き取り先、引き取り量のご開示をお願いいたします。	義務ではありません。事業者が自主的に施設の稼働率を上げる可能性を残してあるものです。また企業庁が愛知用水地域の市町水道から汚泥を引き取った実績はありません。将来においても、特に見込んでおりません。なお、当該地域の市町水道は、自己水源をほとんど持っていないので、汚泥の発生量は全体としても僅かと想定されます。
16	1	(1)	ク		6	事業者の収入に関する事項	事業者の収入に設計・建設、運営・維持管理業務に対する対価以外の開業費等その他費用は含まれておりますでしょうか。含む場合、支払時期を御教示下さい。	質問NO.1の回答をご参照下さい。支払時期は入札説明書等で示します。
17	1	(1)	ク		6	事業者の収入に関する事項	従来から、近隣市町からの水道汚泥引き取りを行っているのであれば、市町名、受入量、受入条件、料金等の情報について開示願います。	本事業の対象となる愛知用水地域では事例は在りません。他の地域では、愛知水と緑の公社により尾張西部浄水場において、春日井市から年間約1,000m <sup>3</sup> の汚泥を引き受けています。また、受入条件と料金については、同公社の規定に基づいています。
18	1	(1)	ク		6	事業者の収入に関する事項	最後の段落に記される近隣市町からの水道汚泥の引き取りは、SPCが直接要請を受け、引き取りの可否を判断すると考えてよろしいでしょうか。県企業庁殿からの依頼事項ではないと考えてよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。

実施方針 1 特定事業の選定に関する事項

No.	項目番号				ページ数	項目名	質問事項	回答
19	1	(1)	ク		6	事業者の収入に関する事項	事業者が予測できない事由とは具体的にどのような事由を想定されているのでしょうか。	<p>県企業庁が、本事業の入札に際して公表する資料、及び本事業の運営・維持管理業務を開始するにあたって事業者提供する資料から、事業者が合理的に想定できなかった修繕及び機器・部品の交換については、県企業庁はこれにより事業者が生じた増加費用及び損害を負担するものとします。</p> <p>したがって、関係者協議会において、上記の要件を満たす場合を、事業者の予測できない事由であると判断することとします。詳細については、事業契約書素案で示します。</p>

実施方針 2 事業者の募集及び選定に関する事項

No.	項目番号				ページ数	項目名	質問事項	回答
20	2	(4)	ア		11	応募者等の参加要件	6～9行目「ただし、脱水ケーキの再生利用業務に当たる者に限り、……他のグループにおける当該業務の協力会社となることは可能とします。」とありますが、再生利用業務担当企業が応募グループの構成員であった場合は同時に他のグループの協力会社となることは可能でしょうか、ご教示願います。	本項の記述は、脱水ケーキの再生利用業務に当たる者が協力会社となる場合を想定しています。 また、脱水ケーキの再生利用業務のみを担当する企業は、応募グループの構成員になれないものとするを予定しています。詳細は入札説明書等で示します。
21	2	(4)	ア		11	応募者等の参加要件	脱水機棟の設計に当たる者の資格要件は、a、b、cの3項目のみで、次項目脱水設備等の設計に当たる者の資格要件に要求されているような設計業務実績は、要求されない(参加資格確認に必要な書類に含まれない)との理解でよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
22	2	(4)	ア		11	応募者等の参加要件	応募企業のうち、参加表明書に明記した協力会社については、下請になる場合でも(ア)～(キ)の要件をすべて満たすことが必要ですか。	質問NO.2の回答をご参照下さい。
23	2	(4)	ア		11	応募者等の参加要件	「応募企業、応募グループの各構成員又は協力会社は、他の応募企業、応募グループの構成員又は協力会社として参加できない」とありますが、知多浄水場を除く3浄水場の脱水機設備等の維持管理(点検、保守、修理、交換、等)を平成18年4月から更新するまでの期間、既設メーカーに委託しようとした場合、当該企業が既に他の応募グループの構成員又は協力会社であると、応募に対して不公平であると考えますが、いかがでしょうか。	選定されなかった応募グループの構成員又は協力会社が、本事業の事業者として選定された応募グループの構成員又は協力会社となることはできませんが、構成員又は協力会社以外の立場(例えば、運営・維持管理業務を構成員又は協力会社から限定的な業務を受託する場合など)で本事業に携わることが可能です。したがって、応募に対する不公平は無いものと考えています。
24	2	(4)	ア	(ウ・エ)	11	応募者等の参加要件	過去において会社更生法又は民事再生法に基づく手続きの開始申立てを行った企業については、同申立て後、どの時点で、またはどのような条件を満たせば、「申立てがなされている者でない」と認定されるのでしょうか。本条文における参加資格再認定の基準をご教示下さい。	一般の公募型指名競争入札の場合と同じく、会社更生法に基づく更正手続き開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続き開始の決定を受けた者で、県企業庁における入札参加資格の再認定を受けた者については、更正手続き開始又は再生手続き開始の申立てをなされなかった者とみなします。
25	2	(4)	イ	(イ)	12	応募者等の資格要件	(イ)脱水設備等の設計の資格要件として、「本事業の脱水設備等と同種かつ同程度の技術水準の設計業務実績があること」とありますが、同種かつ同程度の技術水準の設計業務実績とは何か、具体的に説明願います。また、工事における詳細設計を含むものと解釈してよろしいでしょうか。	同種とは、水道、工業用水道又は下水道における脱水設備等の実績を想定しています。同程度とは、公称能力1万m <sup>3</sup> /日以上の水道又は工業用水道の浄水場もしくは下水処理場の脱水設備等の実績を想定しています。また、設計には、当然、工事における詳細設計を含みます。
26	2	(4)	イ	(ウ)	12	応募者等の資格要件	脱水処理施設等の建設に当たる者の資格要件において、参加資格確認に必要な書類に脱水処理施設の建設実績は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	企業庁の認定する総合評点を取得しておれば、建設実績は必要ありません。

実施方針 2 事業者の募集及び選定に関する事項

No.	項目番号				ページ数	項目名	質問事項	回答
27	2	(4)	イ	(ウ)	12	応募者等の資格要件	脱水処理施設等の建設に当たる者の内、電気工事業務を行う者は県企業庁様の認定総合評点にかかわらず、入札参加資格者名簿への登録と建設業の許可のみで当該要件を満たせるとの理解でよろしいでしょうか、ご教示願います。	ご質問のとおりです。
28	2	(4)	イ	(ウ)	12	応募者等の資格要件	設計・調達・建設をするにあたっては、SPCより土木建築・機械設備・電気設備を一括発注(EPC契約)することにより、コストダウンが図れるものと考えております。 脱水処理施設等の建設にあたる者の要件として、建築工事業と機械器具設置工事業の総合評点が定められておりますが、これにつきましては、EPC契約がより容易になるよう要件の緩和をしていただくことはできないでしょうか。	要件の緩和は考えておりません。
29	2	(4)	イ	(工)	12	応募者等の資格要件	「本事業の脱水設備と同種かつ同程度の技術水準の、運営・維持管理実績があること。」とありますが、運営の定義をお知らせください。	資格要件において、運営に係る実績は求めませんので、この項目では、「運営」を削除してください。
30	2	(4)	イ	(工)	12	応募者等の資格要件	運営・維持管理に関する応募者資格要件の中で「本事業の脱水設備等と同種かつ同程度の技術水準の、運営・維持管理業務実績があること」とありますが、浄水場排水処理施設の中での(既設と同型の)フィルタープレス型脱水機に関する運営・維持管理業務実績があることと考えるべきなのでしょうか。 例えば、浄水場排水処理施設内での遠心脱水機に関する運営・維持管理業務実績は同種かつ同程度とみなされるのでしょうか。 ご教示の程宜しくお願い致します。	質問NO.25の回答をご参照下さい。なお、同種とは、浄水場等で採用されている脱水設備等であれば、特にフィルタープレス型に限定しているものではありません。
31	2	(4)	イ	(工)	12	応募者等の資格要件	(工)脱水処理施設等の運営・維持管理の資格要件として、「本事業の脱水設備等と同種かつ同程度の技術水準の運営・維持管理業務実績があること」とありますが、同種かつ同程度の技術水準の運営・維持管理業務実績とは何か、具体的に説明願います。	質問NO.25及び30の回答をご参照下さい。
32	2	(4)	イ		12	応募者等の資格要件	(ア)、(イ)及び(エ)のbの「経営状態が健全であること」の「注」として「…手形交換所による取引停止処分及び主要取引先から取引停止を受けていないこと等をいいます。」とありますが「…いないこと等の」「等」としてどのような事態/状態を想定されているのでしょうか。 また、(ウ)において、(ア)及び(イ)のbに相当する要件が設定されておりませんが、その理由をご教示下さい。	前段のご質問については、「注」に記載した状況に準ずる事態等を総合的に判断することを意図しています。 後段のご質問については、県企業庁による総合評点を定める場合において、当該企業の経営状況も判断基準に含めているためです。

実施方針 2 事業者の募集及び選定に関する事項

No.	項目番号				ページ数	項目名	質問事項	回答
33	2	(4)	イ		12	応募者等の資格要件	応募者等の資格要件として「経営状況が健全であること」とは、手形交換所による取引停止処分及び主要取引先から取引停止を受けていないこと等」という基準が規定されていますが、提案審査においては、本事業の安定的な遂行に必要不可欠となる応募者等の信用力・事業実施の実績についても一定の判断基準を設け、評価して頂きますようお願い致します。	ご意見として伺っておきます。
34	2	(4)	イ		11	応募者等の資格要件	今回明示されている応募者の資格要件以外に、募集要項にて資格要件が新たに追加されることはないとの理解で宜しいでしょうか。	今後の諸手続きを進めるにあたり、入札説明書の内容が実施方針から変更となる場合は想定されます。その場合は、入札説明書の内容が優先されることとなります。
35	2	(4)	イ		12	応募者等の資格要件	(イ)(エ)「同種かつ同程度の技術水準」の業務実績についての範囲をご教示願います。(下水道による実績も含まれますでしょうか。)	質問NO.25及び30の回答をご参照下さい。
36	2	(4)	イ		12	応募者等の資格要件	JVの組成は認められるのでしょうか。認められる場合、JVを組成する1社が資格要件を満たせばよいのでしょうか	JVの組成企業が資格要件を相互に補完して、JVとして資格要件を満たしているのであれば、当該JVの組成を認めます。
37	2	(4)	イ		12	応募者等の資格要件	脱水処理施設等の設計、建設、維持管理及び運営の各業務に当る者の資格要件については、今回の実施方針で示されたものが最終的な要件であり、入札説明書等で変更されることはないと考えてよろしいでしょうか。	質問NO.34の回答をご参照下さい。
38	2	(4)	ウ		12	応募者の構成員等の変更	「…落札決定前までに…欠くような事態が生じた場合は失格とします」との記載がございます。確認でございますが、落札者決定時から県議会承認を経た事業契約締結時までに、同様に事態が生じた場合は失格にならないとの理解でよろしいでしょうか。	実施方針P.14「2(5)エ」をご確認下さい。
39	2	(4)	ウ		12	応募者の構成員等の変更	「県企業庁が認めた場合に限り」とありますが、どのような場合にお認めになるのでしょうか。	応募グループの構成員又は協力会社(代表企業を除く)を変更しなければ、本事業の遂行において多大な追加費用及び損害が県企業庁に被ると県企業庁が合理的に判断した場合、県企業庁は応募グループの構成員又は協力会社の変更を認めることとなります。具体的な判断基準は、当該事態が顕在化した場合において、県企業庁が検討します。
40	2	(4)	ウ		12	応募者の構成員等の変更	「落札者決定前までに」との記載がありますが、起算日はいつでしょうか。	起算日は、資格審査通過時点を予定しています。



実施方針 2 事業者の募集及び選定に関する事項

No.	項目番号			ページ数	項目名	質問事項	回答	
41	2	(4)	ウ	12	応募者の構成員等の変更	落札者決定前までに、代表企業以外の構成員・協力が社が実施方針2(4)ア及びイ(11ページ)を欠くような事態が生じた場合は、県企業庁が認めた場合に限り、代表企業を除く応募グループの構成員及び協力企業については、変更可能と考えてよろしいですか。	実施方針に記載のとおりです。	
42	2	(4)	ウ	12	応募者の構成員等の変更	県企業庁殿が認めた場合、構成員及び協力が社の変更ができるとありますが、参加要件・資格要件欠格事由以外に県企業庁殿が変更を認めるケースがあれば、例示願います。	質問N0.39の回答をご参照下さい。	
43	2	(5)	ウ	(イ)	14	審査手順	予定価格の範囲内にあることが確認された入札参加者は次工程に進み範囲外の入札参加者は失格とした場合、範囲内とは上限と下限価格をどのような根拠で設定をするか御教示願います。	予定価格の設定方法については、現在検討中です。なお、予定価格の下限の設定は考えておりません。
44	2	(5)	ウ	(イ)	14	審査手順	予定価格は事前に公表されますか。	予定価格は事前に公表する予定です。
45	2	(5)	ウ	(イ)	14	審査手順	予定価格は公表されるのでしょうか。また、公表する場合はいつでしょうか。	質問N0.44の回答をご参照下さい。なお、公表時期は入札説明書等の公表時または資格審査終了後を想定しています。
46	2	(5)	ウ	(イ)	14	審査手順	一部の増設・更新工事等は事業期間中に行いますが、増設・更新時期に応じて、同じ提案金額でも現在価値ベースで計算すると数値が異なります。公平性の観点から「価格面に関する評価」は現在価値ベースでなく、設計・建設費(その他初期費用等含む)と運営・維持管理費の単純合計額での評価となるとの理解で宜しいでしょうか。	「価格面に関する評価」は、現在価値で行うことを予定しています。詳細は入札説明書等で示します。
47	2	(5)	ウ	(イ)	14	審査手順	「入札書に記載された金額が予定価格の範囲内にあることの確認を行います。」と記述がありますが、予定価格は上限、下限があり、落札者の決定・公表時には予定価格も同時に公表されるところと考えてよろしいですか。	質問N0.45の回答をご参照下さい。なお、下限の設定は予定していません。
48	2	(5)	ウ	(イ)	14	審査手順	入札書に記載された金額が予定価格の範囲内にあることの確認を行います とありますが、予定価格範囲の公表は行われるのでしょうか。	質問N0.47の回答をご参照下さい。

実施方針 2 事業者の募集及び選定に関する事項

No.	項目番号				ページ数	項目名	質問事項	回答
49	2	(5)	エ		14	落札者の決定・公表	「ただし・県企業庁との協議の上、当該構成員及び協力会社の変更を認めることとします。」と記述がありますが、当該構成員及び協力会社からの除外後、参加・資格要件を満たす企業に復帰した場合は、下請け業者として採用することは可能ですか。また、構成員及び協力会社に戻すことは認められますか。	県企業庁の事前の承諾を得られれば、事業者は、構成員又は協力会社以外の第三者に、本事業の業務を委託し又は請負わせることができます。したがって、ご質問のように、一度構成員及び協力会社から除外された企業といえども、構成員又は協力会社から委託等を受ける企業として、本事業の業務に当たることは可能です。 また、当該企業が、再び構成員又は協力会社となることの是非は、事態の状況を勘案し、県企業庁の判断によるものとします。
50	2	(6)	ア		15	基本協定の概要	「県企業庁と落札者は・基本協定を締結します」とありますが、ここで言う基本協定締結当事者となる「落札者」とは入札グループの「代表企業」を指すのでしょうか。それとも「構成員全社」を指すのでしょうか。	構成員全社を想定しています。
51	2	(6)	イ		15	特別目的会社の設立等	特別目的会社の株式については、県企業庁殿の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行うことができない旨の記載がありますが、プロジェクトファイナンス形式による資金調達をする場合、貸出金融機関はSPCの株式に質権設定することを求めてくるのが通常です。このような場合は、県企業庁殿の承諾は得られるものと理解してよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
52	2	(6)	イ		15	特別目的会社の設立等	県企業庁の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等設定が禁止されておりますが、融資機関より特別目的会社の株式への担保権設定を要求される可能性が高いと思われます。その場合の融資機関に対する譲渡、担保権を設定するのはよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。

実施方針 3 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施等の確保に関する事項

No.	項目番号				ページ数	項目名	質問事項	回答
53	3	(1)			16	リスク分担の考え方	<p>県企業庁が責任を負うべき合理的な理由がある事項は県企業庁が責任を負うとのことですが、要求水準書(案)別紙10既設排水処理設備修繕履歴から推測しますと上野浄水場は定期修繕以外にも破損等が多く見られます。</p> <p>本件で言う合理的な理由には、例えば既設脱水機等の設計上に起因する瑕疵責任も県企業庁が負担すると解釈して宜しいでしょうか御教示願います。</p>	<p>県企業庁が、本事業の入札に際して公表する資料、及び本事業の運営・維持管理業務を開始するにあたって事業者へ提供する資料は、予測可能な費用を示唆しているものと考えます。これらの資料から、事業者が合理的に想定できなかった修繕及び機器・部品の交換については、県企業庁はこれにより事業者が生じた増加費用及び損害を負担するものとします。</p>
54	3	(4)	ウ	(イ)	17	モニタリングの実施時期及び概要	<p>工事監理者は脱水機処理施設の設計・建設業者が兼務可能との理解で宜しいでしょうか。</p>	<p>兼務は可能です。</p>
55	3	(4)	ウ	(イ)	17	モニタリングの実施時期及び概要	<p>工事監理者に必要な資格はありますか。</p>	<p>建設業法の規定に基づく主任技術者又は監理技術者の資格を有する者とします。</p>
56	3	(4)	ウ	(イ)	17	モニタリングの実施時期及び概要	<p>工事監理者は工事施工中、現場に常駐しなければならないのでしょうか。</p>	<p>工事監理者が常駐する必要はありませんが、現場代理人(現場監督者)は常駐するものとします。</p>

実施方針 4 公共施設の立地並びに規模及び配置に関する事項

No.	項目番号			ページ数	項目名	質問事項	回答
57	4	(2)	ア	18	脱水機棟に関する要件	高蔵寺浄水場及び上野浄水場の既設脱水機棟の新築時の構造計算書を公表願います。 また、竣工後脱水機棟躯体等に改造が施されているのであれば、現状を示した図面を公表願います。	構造計算書は現在、所在を確認しているところです。また、脱水機棟の竣工図は要求水準書参考資料8でご確認下さい。
58	4	(2)	ア	18	脱水機棟に関する要件	上野浄水場の脱水ケーキ搬出設備に係る破砕機、ホッパーを収納した上屋については、改修範囲ではないと考えてよろしいでしょうか。	左記上屋は、脱水機棟の一部と考えていますので、必要な耐震補強をして下さい。
59	4	(2)	イ (ア)	18	脱水設備等に関する要件	「(ア)無薬注方式とすること」の条件は、浄水汚泥再利用等促進事業費の補助要件からくるものと考えますが、いかなる薬剤の注入も認められないということですか。	補助要件との関連ではなく、脱水ケーキの有価利用を促進する意図で現状のとおり無薬注としています。
60	4	(2)	イ	18	脱水設備等に関する要件	「適切な含水率を維持できる脱水能力を有すること」、「ろ過水が排水池の管理運転に著しい悪影響を与えないこと」とありますが、含水率及ぶろ過水の濁度について、具体的な要求水準を数値で提示頂けないでしょうか。	含水率の数値基準はありません。参考に約60%（現行）を提示しましたが、脱水ケーキの有価利用の提案量以上を維持できれば数値を問うものではありません。また、ろ過水の濁度については、入札説明書等で提示します。
61	4	(2)	イ	18	脱水設備等に関する要件	脱水設備は、前項アの脱水機棟と同様に事業終了後県企業庁殿において継続使用してゆくものと思われませんが、平成38年の施設返却時の条件は細かく指示頂けると考えておりますがよろしいでしょうか。 (特に、保守部品量、消耗品量)	県企業庁は脱水設備等の利用年数は25年と考えております。したがって、事業終了後の脱水設備等の条件としましては、完工後25年後の年次まで運営・維持管理業務が可能な状態を維持していただくことが必要となります。
62	4	(3)		18	脱水ケーキの再生利用	脱水ケーキへの活性炭の混入は、混入期間・混入量につき、県企業庁殿より事業者側に対し、ご連絡があるものと考えて宜しいでしょうか？	毎日実施する連絡、報告業務等で随時、連絡します。
63	4	(3)		18	脱水ケーキの再生利用	脱水ケーキの再生利用に関して、活性炭の混入したケーキの有価利用先には制約があることが予想されます。活性炭の投入時に事業者側に対して投入期間、投入量の連絡があると考えてよろしいでしょうか。	質問NO.62の回答をご参照下さい。
64	4	(3)		18	脱水ケーキの再生利用	新設する知多浄水場に限り汚泥の乾燥工程を提案することが可能となっておりますが、他の3浄水場の脱水ケーキを知多浄水場で一括して乾燥することは可能でしょうか。	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の規定にしたがってご提案いただけるのであれば可能です。ただし、脱水ケーキの運搬プロセスが入るため、合理的な再生利用業務ができるのか懸念します。
65	4	(4)		18	土地に関する事項	知多浄水場及び3浄水場において建設時に事業用地外に資材ヤード及び駐車場を確保していただくことは可能でしょうか。	事業用地の近隣に確保しますが、有償です。

実施方針 4 公共施設の立地並びに規模及び配置に関する事項

No.	項目番号				ページ数	項目名	質問事項	回答
66	4	(5)			18	生活環境影響調査	企業庁殿側で事業実施までに事前調査は行って頂けるものと解釈してよろしいでしょうか。	生活環境影響調査は、設計・建設業務に含まれているので、本事業開始後、事業者で実施することとなります。

実施方針 6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

No.	項目番号				ページ数	項目名	質問事項	回答
67	6	(2)			19	本事業の継続が困難となった場合の措置	<p>アの事業者事由、イの県企業庁事由、それぞれに場合に「事業契約解除」の記載がありますが、事業契約解除後の本事業の対象施設の工事(増設・更新部分を含む)の代金の県企業庁からの事業者への支払い債務の扱いについて、ご教示下さい。ウの「その他の事由」の場合についても、同様にご教示下さい。</p> <p>BTO事業であり、県企業庁への施設の引渡しが完了した後の契約解除の場合は、その債務は事業契約解除後も引き続き存在するものと理解しております。本事業のファイナンス組成のため、重要な点と認識しております。ご回答をよろしく願います。</p> <p>また、ア、イ、ウそれぞれの事由による事業契約解除に伴う、県企業庁・事業者それぞれに対する「違約金 / 損害賠償」として想定されるもののご教示をお願いします。</p>	<p>本事業の継続が困難となった場合で、割賦支払金の元本の未払い部分又は脱水処理施設等の出来高部分が存在する場合は、県企業庁は、事業者に対し当該未払い部分又は出来高部分に相応する金額を支払うことを想定しています。詳細については、事業契約書(素案)において明示します。</p> <p>また、帰責事由に応じて、県企業庁又は事業者は、相手方に対し相応の違約金又は損害賠償を支払うことを想定しています。詳細については、事業契約書(素案)において明示します。</p>
68	6	(3)			20	融資機関と県企業庁との協議	<p>「…直接協定を結ぶことがあります」とありますが、直接協定はPFI事業におけるプロジェクトファイナンス組成のための必須契約と理解しております。県企業庁と融資機関との間の直接協定は締結されるものと理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>資金調達プロジェクトファイナンスによる場合、県企業庁と融資機関との間で直接協定を締結することを想定しています。</p>

実施方針 7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

No.	項目番号				ページ数	項目名	質問事項	回答
69	7	(1)			20	法制上及び税制上の措置に関する事項	「税制上の措置」が適用される場合は協議を行うとの記述がありますが、資料2(リスク分担表)の10においては事業者のリスク負担とされ、矛盾するように存じます。本項(7(1))において協議対象となる「税制上の措置」とは、限定的に「税制上の『優遇』措置」を示すものと解釈して宜しいでしょうか。	リスク分担表は、原則として、税制度リスクは、事業者が負担するものとの考えによります。しかしながら、事業の安定性、継続性の観点から、事業者が負うことが適切でない場合がありうることも考えられ、本項7(1)を記述しています。したがって、矛盾は生じていないと考えます。
70	7	(2)	イ		20	一時支払金	国庫補助金の補助額については、実施設計の内容等に伴い変動の可能性があります。国庫補助金の補助額変動に係わらず、県企業庁殿にご負担頂く一時支払金の額は一定であるとの理解でよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
71	7	(2)	イ		20	一時支払金	増設・更新等の業務に係る対価のうち、一部若しくは全額を一時支払金として支払います。とは支払タイミングは年度別施設整備計画の条件内であれば事業者提案として任意に提案することは可能と解釈することは可能でしょうか御教示願います。	実施方針P.39 2(1)一時支払金 の記述によります。なお、所有権移転の時期を年度別施設計画の条件内において、年度内で早めることを提案できるようにします。詳細については、入札説明書等に示します。
72	7	(2)	ウ		21	国庫補助金	「国庫補助申請業務を支援するとともに、検査業務に協力する」との記載がありますが、具体的な支援内容、協力内容を御教示下さい。	質問N0.8の回答をご参照下さい。
73	7	(2)	ウ		21	国庫補助金	知多浄水場の新設と尾張東部浄水場の増設について厚生労働省の国庫補助金を利用し、高蔵寺浄水場以外の更新は経済産業省の国庫補助金を利用するよう見られますが、水道/工水共用施設のため費用分担が明確にはならないと予想されます。国庫補助申請業務支援時に水道/工水の費用区分は必要となるでしょうか。	補助申請に伴う水道・工水の費用分担率は、県で検討、提示します。なお、この分担率にかかわらず、事業者が行う支援内容は特に変わりません。

実施方針 7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

No.	項目番号				ページ数	項目名	質問事項	回答
74	7	(2)	ウ		21	国庫補助金	「一時支払金の一部に国庫補助金を充てることを想定」とありますが、県企業庁殿が国庫補助金取得前に事業者からの建設負担金納付を必要とされますか。また、各々の更新時期においても同様な手続きを必要としますか。 もし、国庫補助取得時の建設負担金納付が必要な場合は、事業者の資金準備の関係から国庫補助対象範囲を入札前に明示して戴く必要があると考えます。	建設負担金の納付は不要です。
75	7	(2)			20	財政上及び金融上の支援に関する事項	企業庁殿は一時支払金の一部に国庫補助金を充てる事を想定されていますが、補助金の額に係らず一時金が支払われるものと解釈してよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。



実施方針 添付書類等

No.	資料 番号	項目番号				ページ 数	項目名	質問事項	回答
76	1					26-29	PFI事業計画地	各浄水場内の道路の通行に関して、特別な制限(車両寸法・曜日・時間帯等)はありますか。 脱水ケーキ仮置ヤードの最大寸法(容量)をお教えてください。脱水ケーキの再生利用業務において、貴庁で設置されています既存のトラックスケールを使用することは許されますか。	制限は特に設定しませんが、事前に各業務計画内で確認します。 既設脱水ケーキヤードの最大寸法(容量)は、高蔵寺が12m×7m×9mH(屋内)(150m <sup>3</sup> )、尾張東部が34m×21m×6mH(屋内)(2,000m <sup>3</sup> )、上野が10m×40m×2箇所(屋外)(760m <sup>3</sup> )です。なお、脱水ケーキの計量は、容積と含水率等から算出しているため、トラックスケールは設置していません。
77	2	2				30	契約リスク	「県企業庁と事業者との間で契約が結べない、又は契約手続きに時間がかかる場合」のリスクとして事業者欄にも記載されていますが、県議会承認が取得できない等の県企業庁の責に帰すべき事由による契約不能または遅延にともなうリスクを事業者にも負担させるとのお考えの根拠をお示しください。事由によってリスク負担者を分けるなどの明確化のご検討をお願いします。	契約が結べない、又は契約手続きに時間を要する場合には、事業者側の責がある場合も想定されるため、事業者欄にを記載しております。なお、詳細は入札説明書等において提示します。
78	2	5				30	施設瑕疵リスク	「事業期間中に生じた施設の瑕疵」について事業者欄のみに記載されていますが、本事業はBTO事業であり、施設の事業者から県企業庁への引渡しは完工時に完了しております。事業者は法律に定められた「瑕疵担保期間」における補修義務のみを負担するとの理解をしておりますが、お考えについて、ご教示ください。なお、既設の施設の更新や増設に関する「施設瑕疵」に関するリスク分担の整理も必要と考えます。お考えをご教示ください。	事業契約書において、本事業において設計・建設され、県企業庁に引き渡された脱水処理施設等に対して、一定期間の瑕疵担保期間を定めることとなります。当該瑕疵担保期間において、瑕疵が発見された場合、県企業庁は瑕疵担保責任を事業者に追及することとなります。一方、当該瑕疵担保期間を過ぎた後に、当該脱水処理施設等の不具合が発見された場合は、事業者の使用による損傷・劣化として見なされることとなり、実施方針P.31リスク分担表のNO.37損傷・劣化リスクが適用され、事業者の責任と費用で当該脱水処理施設等の修繕等を行うこととなります。詳細は、事業契約書(素案)をご確認ください。
79	2	7				30	法制度リスク	「法制度の新設・変更に関するもの」のリスクとして事業者欄に記載されていますが、当該リスクは事業者でコントロールできるリスクではございません。お考えについてご教示ください。	法制度の新設・変更に関するリスクの基本的考え方として、本事業に直接関係する法制度の新設・変更については、県企業庁の負担とし、それ以外のものについては、事業者の負担するものと考えます。詳細は、事業契約書(素案)において示します。
80	2	9				30	許認可リスク	「許認可の遅延に関するもの(事業者申請分)」として事業者欄に記載されていますが、事業者の申請に瑕疵がない場合における許認可遅延の事態は事業者のコントロールできないものです。お考えについて、ご教示ください。	事業者申請分の許認可リスクについては、事業者負担と考えます。詳細は、事業契約書(素案)において示します。

実施方針 添付書類等

No.	資料 番号	項目番号			ページ 数	項目名	質問事項	回答
81	2	10			30	税制度リスク	事業者欄に が記載されておりますが、税制度のリスクは新設、変更を問わず、事業者にはコントロールできるリスクではありません。少なくとも、消費税変更リスクなど、事業者の利益にかかるものではない税金の新設及び変更については、事業者リスクとした場合に、事業の継続に大きな支障がでるものと考えます。お考えをご教示ください。	リスク分担表は、原則として、税制度リスクは、事業者が負担するものとの考えによります。しかしながら、事業の安定性、継続性の観点から、事業者が負うことが適切ではない場合もありうると考えます。 したがって、例えば消費税変動リスクは県企業庁が負担する考えです。詳細は、事業契約書(素案)で示します。
82	2	10			30	税制度リスク	税制度のリスクは事業者の負担となっておりますが、税制変更や新税制の導入については、事業者サイドで予測・コントロールできる事項ではありません。かつ、税制変更や新税制の導入が行われた場合は、事業者の収益・財務内容に変更を与え、事業の安定性・継続性に大きな影響を及ぼす可能性があります。よって、税制度リスクは県企業庁殿にご負担頂きますようお願い致します。	No.81の回答をご参照ください。
83	2	10			30	税制度リスク	通常PFI事業においては、利益に係る法人税の変更については、事業者がリスク負担することになることはやむを得ないと理解しております。しかしながら、それ以外の税制変更、または新たな税制の導入(例えば消費税等の変更、外形標準課税、環境税、産廃税またはそれらに類するものなどの新たな導入)については、事業収益を著しく悪化させる可能性があり、またその影響の見積を提案時点で予測することは、きわめて困難であると思料いたします。従いまして、利益に係る法人税の変更以外の税制度リスクについては、県企業庁殿の負担としていただきますようお願いいたします。	No.81の回答をご参照ください。
84	2	10			30	税制度リスク	税制度のリスクは事業者の負担となっておりますが、消費税、外形標準課税等の税制変更や新税制の導入が行われた場合は事業者の収益が著しく悪化し、事業の安定性に悪影響を及ぼすと考えられます。よって、税制度リスクは県企業庁殿の負担としていただけないでしょうか。	No.81の回答をご参照ください。
85	2	13			30	環境問題リスク	事業者欄のみに が記載されておりますが、既設の施設に起因する環境リスクについては、本事業の事業者にて負担することは不合理であると考えます。また本事業を行う場所の土地に起因するリスク(土壌汚染など)についても事業者負担とすることは不合理と考えます。お考えをご教示ください。	環境リスクは、基本的に事業者の負担するリスクと考えますが、既設の施設等に起因するリスクについては、その原因が明らかに県企業庁の責めに帰すべき事由による場合は、県企業庁が負担するものとします。
86	2	13			30	環境問題リスク	環境問題リスクについて、事業者に起責しないリスクにつきましては県企業庁のリスクになると考えますがいかがでしょうか。	No.85の回答をご参照ください。

実施方針 添付書類等

No.	資料番号	項目番号				ページ数	項目名	質問事項	回答
87	2	21				30	不可抗力リスク	不可抗力リスクは県企業庁殿負担とありますが、例えば建設中に風水害、地震、落雷などにより建設途中の施設が破損した場合、それに係る費用負担、工期延長等は全て県企業庁殿にて負担して戴けると理解してもよろしいでしょうか。	不可抗力による損害、増加費用が生じた場合は、設計・建設業務に係る対価のうち100分の1まで、維持管理・運営業務においては事業年度の維持管理・運営に係る対価のうち100分の1までを事業者の負担とし、これを越える部分については、県企業庁の負担と考えております。詳細については、事業契約書(素案)で示します。
88	2	24				30	測量・調査リスク	「県企業庁が実施した測量・調査に関するもの(想定部分を除く)」とありますが、「(想定部分)」とは何を意味するのでしょうか？明確化をお願いします。	「(想定部分を除く)」という記述を削除します。
89	2	33				31	工事費増大リスク	上記以外の要因による工事費の増大の分担者は事業者となっておりますが、事業者が負担する工事費増大費用は、事業者の責に帰すべき事由のみであり、上記(県企業庁殿の指示・変更)に起因する工事費の増大)以外であっても、それが不可抗力・法令変更の帰責事由であれば、事業者は工事費増大費用は負担しないとの理解でよろしいでしょうか。	ご質問のとおり、「県企業庁の指示・変更」に起因する工事費の増大)以外で、不可抗力や法令変更の場合には、事業者が工事費増大費用の全額を負担しない場合があります。なお詳細については、事業契約書(素案)において示します。
90	2	41				31	需要変動リスク	本項のリスク分担方式において、汚泥量の変動に起因する「運営費」の増大・減少は県企業庁様の負担とされております。一方、実施方針 資料6の2(2)(37ページ)においては尾張東部浄水場の予測給水量の未達に係る脱水設備等増設業務の廃止可能性が表明されています。給水量の変動(予測量未達)と汚泥量の変動(予測量未達)は排水処理業務において略同義であり、また実施方針中に「運営費」に関する定義がございませんため、本項のリスク分担は「上記増設業務の廃止に関わらず事業提案書における『増設工事及び増設後の維持管理・運営に係る事業者の収益若しくは利益』を県企業庁様が担保する」という解釈が可能となりますが、この理解で宜しいでしょうか。	県企業庁は、「尾張東部浄水場の増設業務に伴う事業者の収益若しくは利益」を担保するものではありません。尾張東部浄水場の増設業務については、実施することを前提としておりますが、給水量の変動状況においては、実施しない可能性も想定されます。実施しない場合においても事業運営が成立するよう事業計画を立ててください。なお、提示した将来にわたっての給水量は、あくまで予測値であり、契約において保証するものではないことにご留意下さい。
91	2	41 42				31	需要変動リスク	PAC等の変更等浄水処理の変更により脱水ケーキの有価利用量に影響が出た場合は県企業庁殿のリスクと考えてよろしいでしょうか。	ご指摘の有価利用への影響は、県企業庁が負担すべきリスクです。ただし、県企業庁の浄水処理の変更による、脱水ケーキの再生利用方法等の変更に対する対応については、県企業庁及び事業者双方の協議によることとします。
92	2	42				31	需要変動リスク	汚泥の質に起因する運営費の増大・減少は県企業庁殿の負担となっておりますが、これはどのような方法でリスク負担をするのでしょうかご教示下さい。	要求水準書4(1)イ(ア)p23に示す考え方等に基づき、想定しがたい汚泥の質的变化が起きた場合は、関係者協議会によりその対応方法について協議及び調整します。詳細については、事業契約書(素案)において示します。

実施方針 添付書類等

No.	資料番号	項目番号				ページ数	項目名	質問事項	回答
93	2	45				31	運営コストリスク	上記以外の起因する業務量及び運営費の増大の分担者は事業者となっておりますが、事業者が負担する運営に係る業務量及び費用増大リスクは、事業者の責に帰すべき事由のみであり、上記(県企業庁殿の帰責事由による業務量及び運営コストの増大)以外であっても、それが不可抗力・法令変更の帰責事由であれば、事業者は業務量及び運営費増大費用は負担しないとの理解でよろしいでしょうか。	ご質問のとおり、「上記以外に起因する業務量及び運営費の増大」でも、不可抗力や法令変更の場合には、事業者が工事費増大費用を全額負担しない場合があります。詳細については、事業契約書(素案)において示します。
94	2	48				31	脱水ケーキ再生利用リスク	[脱水ケーキ再生利用リスク]において、県企業庁の分担が、事業者の分担が になっていますが、それぞれについて、具体的にどのような内容の負担を想定されていますか。	事業者が提案した有価利用可能量を越えた脱水ケーキが発生した場合、事業者は非有価利用を行うこととなります。この場合、事業者が提案した非有価利用単価(円/t-ds)に応じて、県企業庁が費用を支払うことを意味しています。
95	2	37 38 39				31	施設損傷・劣化リスク	耐震改修等において事業者は地上の建造物に関する改修は可能ですが、地盤改良等の改修は不可能と思われる。上野、高蔵寺、尾張東部の脱水機棟にて予想される範囲の地震が発生し、流動化による脱水施設等の損傷が発生した場合は県企業庁殿のリスクと言う理解でよろしいでしょうか。	要求水準を満たしている脱水処理施設等で、かつ善良なる管理者の注意義務が履行されている場合、流動化による損傷の事態は、不可抗力リスクを適用することになると考えます。
96	2					31	凡例	「負担者 : 主分担 従負担」とありますが、本事業のリスク分析を行うために、趣旨の明確化をお願いいたします。	事業契約書(素案)で、個別に示します。
97	2					30,31	共通、計画設計、建設、維持管理・運営	上記文言(項目名、「リスクの種類」の列)は各「期間」を示すのでしょうか、或いは各「業務」を示すのでしょうか。即ち、「期間」(例:建設期間)を示すのであれば、増設・改修業務等は「維持管理・運営(期間)」に属するものと解釈できますが、「業務」(例:建設業務)を示すのであれば「建設(業務)」に属するとの解釈が可能です。リスク分担の合意に齟齬を生じる可能性がありますため、明確な定義をお願いいたします。	本事業は、設計・建設業務と運営・維持管理業務が事業期間内に混在することとなります。したがって、リスク分担表における「設計」「建設」「維持管理・運営」は、それぞれ「設計業務」「建設業務」「維持管理・運営業務」として解釈してください。
98	4	(4)				34	提供場所及び提供期間	脱水実験に関する汚泥の提供は、提供期間以降(平成17年2月以降)も可能でしょうか。	希望がありましたら、個別に申し出てください。
99	5					35	想定事業スキーム図	「脱水ケーキ需要者」の資格要件はありますか。	特にありません。
100	6	1				36	脱水処理施設等新設・増設・更新年度	図表6-2 事業実施内容用語の定義によると[脱水設備]は脱水機及び周辺機器等の総称をいい、周辺機器等には脱水ケーキ搬出設備も含まれるとあります。各浄水場の脱水設備の増設・更新に当たっては、脱水ケーキ搬出設備(例えば、上野浄水場の破砕機、ホッパー及び上屋等)も含むのでしょうか。	含みます。

実施方針 添付書類等

No.	資料番号	項目番号			ページ数	項目名	質問事項	回答
101	6	2	(1)		37	工事実施前年度の協議	技術革新等による機能向上並びに事業費の低減を確認できる場合、関係者協議会により工事内容の見直しを協議できるとは、事業開始当初より汚泥性状及び水質等が著しく悪化し、機能向上を行なう更新工事を行なった場合事業費が増大した時も見直し協議を開催できることと解釈して宜しいでしょうか御教示願います。	「機能向上」とは、当該脱水処理施設等の設計・建設業務に係る事業者提案の対価と同額費用の中でできることを、「事業費の低減」とは、事業提案書と同水準の機能のもとで行うことを前提としています。 したがって、この項目に対してご質問にある拡大解釈はできません。
102	6	2	(1)		37	工事実施前年度の協議	「技術革新等による機能向上並びに事業費の低減等を確認できる場合」とございますが、機能向上、事業費の低減等の具体的な確認方法についてご教示願います。	原則として、関係者協議会において協議を行うこととなりますが、必要に応じて例えば、有識者等で構成される第三者機関を設置し、客観的な立場のもと、当該時点における技術動向を鑑みながら、入札時に提出された事業提案書の内容を検証することも想定しています。
103	6	2	(2)		37	尾張東部浄水場における脱水設備等の増設について	「増設が必要でない」と判断された場合～実施しないこともある」と記載されておりますが、実施されなかった場合、事業計画に大きな変動が出ます。特に事業の投資効果が悪化し、出資者の利益が損なわれることとなります。こうした場合、投資者に対する何らかの補償は行われるのでしょうか？	ご質問のような投資者に対する補償を、県企業庁が行うことは考えていません。 平成25年度における尾張東部浄水場の増設については、県企業庁は原則実施する考えですが、今後の水需要の変化により行わない可能性も想定されます。したがって、当該増設工事が行われない場合でも、事業運営が成立するよう、事業計画をたてて下さい。
104	6	2	(2)		37	尾張東部浄水場における脱水設備等の増設について	脱水機増設が不要と判断された場合の提案事業費の扱いについて、具体的に明示願います。	平成25年度における尾張東部浄水場の増設工事を実施しない場合は、県企業庁は当該工事に係る対価を支払わないとともに、それ以降の運営・維持管理業務に係る対価を見直すこととなります。 ゆえに、このような支払対価の見直しを行えるよう、応募者は、事業提案書において、各事業年度の新設、増設及び更新工事に係る対価及び運営・維持管理業務に係る対価の内訳をそれぞれ明示いただくこととなります。詳細は入札説明書等で示します。
105	6	2	(2)		37	尾張東部浄水場における脱水設備等の増設について	尾張東部浄水場の脱水機増設が中止となった場合、平成25年度以降の運営費の見直しはなされるという考えでよろしいでしょうか。	運営・維持管理業務に係る対価のうち、固定費の見直しをすることとなります。
106	7	1			38	サービス購入料の構成	設計・建設業務以外に要する開業費については、当該「知多浄水場における脱水処理施設等の設計・建設業務及び3浄水場の脱水処理施設等の増設・更新等業務に係る対価」に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。

実施方針 添付書類等

No.	資料番号	項目番号			ページ数	項目名	質問事項	回答
107	7	1			38	サービス購入料の構成	本項において、通常と同種PFI事業にてサービス購入料として支払い対象となっている開業関連費目(建中保険料、SPC設立費用、各種印紙税、建中業務費、金融関連費用等)が見当たりません。以降の入札公告等にてお示し頂けるとは存じますが、とりあえず、当該費目は知多浄水場における設計・建設業務に係る対価に上乗せして支払われるものと解釈しておいて宜しいでしょうか。また、この際には知多設計・建設費と同様に1/3が一時支払、残金の2/3が割賦支払されるとの理解で宜しいでしょうか。	開業費等については、入札説明書等において示します。なお、開業費計上の対象となる設計・建設業務については、入札説明書等をご確認下さい。
108	7	1			38	サービス購入料の構成	設計・建設業務の中には、割賦に係る金利、建中期間の保険料、ファイナンス手数料、その他開業に必要な一切の費用が含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	入札説明書等で示します。
109	7	1			38	サービス購入料の構成	「脱水ケーキの再生利用業務」の中に、脱水ケーキの管理(有価処理並びに非有価処理)にかかる人件費等の固定費が発生します。これらの費用はどの項目で請求すれば宜しいのでしょうか。	脱水ケーキの管理に係る費用は、運営・維持管理業務に係る対価の固定費及び変動費において見込んでください。
110	7	1			38	サービス購入料の構成	設計・建設業務に関するサービス購入料に開業費等その他初期費用は含まれているとの理解で宜しいでしょうか。	質問NO.107の回答をご参照下さい。
111	7	1			38	サービス購入料の構成	「警備業務」の小分類を具体的に御教示下さい。また、現在の企業庁殿による警備業務内容を御教示下さい。	脱水機棟及びケーキヤード等建屋出入り口の施錠を原則とし、その他は事業者提案とします。 なお、現在は愛知水と緑の公社職員が脱水機棟等の建屋出入り口の施錠を行っています。
112	7	1			38	サービス購入料の構成	SPCの開業費用は「知多浄水場における脱水処理施設等の設計・建設業務及び3浄水場の脱水処理施設等の増設・更新等業務に係る対価」に含まれると考えてよろしいでしょうか。また、支払は尾張東部平成18年更新脱水処理施設等の割賦に加算して支払われるという理解でよろしいでしょうか	質問NO.107の回答をご参照下さい。
113	7	3			42	運営・維持管理業務に係る対価	「入札参加者は固定費と汚泥処理単価(変動費)を提案するものとします」との趣旨の記載がありますが、固定費及び変動費それぞれに含めるべき(含めても構わない)費用項目についての、県企業庁そして想定しているものをご教示ください。入札の前提を明確にする必要があると考えます。	詳細は入札説明書等で示します。なお、応募者は入札価格を提案するにあたり、その内訳についても事業提案書において明記して頂く必要があります。

実施方針 添付書類等

No.	資料 番号	項目番号			ページ 数	項目名	質問事項	回答
114	7	3			42	運営・維持管理業務に係る対価	脱水ケーキの管理業務において、人件費が発生いたします。脱水ケーキの管理業務に対する対価は固定費との理解でよろしいでしょうか。	質問NO.109の回答をご参照下さい。
115	7	3	(2)		42	運営・維持管理業務に係る対価の改定	「固定費と汚泥処理単価は、物価変動に基づき改定するもの」との記載がありますが、単年度毎に改定するとの理解でよろしいでしょうか。	運営・維持管理業務に係る対価の改定方法については、事業契約書(素案)において、県企業庁の考え方を示します。
116	7	3	(2)		42	運営・維持管理業務に係る対価の改定	単価改定の周期はお示し願います。	質問NO.115の回答をご参照下さい。
117	7	3	(3)		43	電気料金、ガス料金及び水道料金	3浄水場における電気料金については使用料相当額を運営・維持管理業務に係る対価より差引くとありますが、3浄水場脱水処理施設の現在の電気使用量、料金を提示願います。	電気使用量については、正確に計測はしていませんが、高蔵寺が年間約10万kwh、尾張東部が年間約20万kwh、上野が年間約10万kwhです。なお、料金は浄水場全体で算出しているため、脱水処理施設等に限定して料金の把握はできていません。
118	7	3	(3)		43	電気料金、ガス料金及び水道料金	「直接購入」とは、事業者が一般電気事業者と電力需給契約を締結するとの理解でよろしいでしょうか。また、同一構内に2つの受電点を設置することが可能との理解でよろしいでしょうか。	電気事業者と協議した結果、知多浄水場における受電方法を浄水場から分電するよう、要求水準を変更することを考えています。詳しくは、入札説明書等で示します。
119	7	3	(3)		43	電気料金、ガス料金及び水道料金	電力の購入は、「一般電気事業者」以外の例えば「特定規模電気事業者」からの購入は認められないのでしょうか	質問No.118の回答をご参照下さい。
120	7	3	(3)		43	電気料金、ガス料金及び水道料金	電気主任技術者は常駐ではないとの理解でよろしいでしょうか？	質問No.118の回答をご参照下さい。なお、浄水場から分電した場合においても、高圧受電の場合に準じた技術者(非常勤)を配置してください。
121	7	3	(4)		43	脱水ケーキの再生利用業務に係る対価	「…事業者の提案する有価利用可能量を上回った場合には、その量に応じて…対価を支払います」との記載がありますが、事業者は有価利用可能な量を想定して提案を行います。その量を超えた脱水ケーキについては、記載の通り県企業庁より対価が支払われても、再利用が出来ない可能性があります。増加分についての再利用を事業者に義務化するという趣旨の規定ではないとの理解でよろしいでしょうか。	本事業において発生する脱水ケーキを、事業者は原則として全量再生利用するものとします。したがって、有価利用可能量を上回る脱水ケーキが発生した場合は、事業者は非有価により再生利用するよう、努めていただくこととなり、これを可能とする提案を求めます。 ただし、事業者がやむを得ず全量再生利用できない場合は、実施方針P.52(イ)の規定に従い、事業者の費用により最終処分場への埋め立てを行う場合もあります。
122	8	1	(2)		44	有価利用	「園芸土製造業者等に販売」とありますが、受入れ先までの運搬費は県企業庁又は園芸土製造業者等のどちらが負担していますか。	現在は、原則として10円/m <sup>3</sup> で買い取りされており、この際の脱水ケーキの運搬に係る費用は、園芸土製造業者等が負担しています。

実施方針 添付書類等

No.	資料番号	項目番号			ページ数	項目名	質問事項	回答
123	8	1	(2)		44	有価利用	入札参加者により提案された有価利用可能量の評価は、どのような基準でなされるのでしょうか。	有価利用可能量の多寡及び提案された有価利用可能量の実現可能性について評価することを想定しています。なお、事業期間を通じて安定的に有価利用できることが認められる場合、これを加味して評価します。詳細は入札説明書等で示します。
124	8	2			44	再生費用に係る費用	脱水ケーキの再生利用に係る費用において、 有価利用：有償での買い取り価格(25円 / t-ds) 非有価利用：脱水ケーキ処理単価の上限(21,250円 / t-ds)には、いずれも浄水場から受入先までの発生土運搬費用が含まれていると考えてよろしいでしょうか。	については、買取価格に、運搬費用を含めていません。 については、運搬費用を含めています。
125	8	2	(1)		44	入札参加者による有価利用に係る提案	知多浄水場で発生する脱水ケーキについては、入札説明書等において県企業庁が定める値を上回る量を、事業者による有価利用可能量として提案するものとします。とありますが具体的な数値を御教示願います。	入札説明書等の公表までに提示する予定です。
126	8	2	(2)		45	入札参加者による非有価利用に係る提案	脱水ケーキ処理単価の上限(21,250円/t-ds)について「過去の実績値を勘案して約8,500円/m <sup>3</sup> で設定することを想定しています。」と有りますが、脱水ケーキ処理単価(8,500円/m <sup>3</sup> )には、再生利用処理場での処理費用のみで、排水処理場で貯留された脱水ケーキの積み込み作業費用や、排水処理場から再生利用処理場までの産業廃棄物輸送業者による輸送費用は別途対価として支払われるのでしょうか、ご教示願います。差し支えなければ、VFM算定時の脱水ケーキ処理単価に関する、過去の実績値をご開示いただけませんか。	提示しました脱水ケーキ処理単価には、積み込み作業及び輸送にかかる費用が含まれています。なお、最近3か年の処理単価はt当たり9,000円(H13)、8,600円(H14)、8,100円(H15)であり、脱水ケーキの処理単価の設定については比重1.0を想定しています。
127	8	3	(1)		45	有価利用可能量の改定	5年ごとに有価利用可能量を改定することができるとありますが、5年を待たずして成分の変化等により、有価利用が困難になる虞があると思われます。事業者が最大限の努力をした上で、有価利用が困難な場合においては、不可抗力と見做し一定の費用を県企業庁殿にご負担いただけないでしょうか。	有価利用可能量及び非有価利用による脱水ケーキ処理単価の見直し期間を5年より短縮する考えはありません。県企業庁は、本事業において、脱水処理業務および脱水ケーキの再生利用業務を長期にわたって包括的に民間事業者に委ねることにより、脱水ケーキの再生利用(有価利用)を民間事業者のノウハウをもって安定的に促進していくことを期待しており、事業者の提案を短期間のうちに見直すことが適当と考えておりません。 ただし、再生利用市場の消失による場合は、この限りではありません。



実施方針 添付書類等

No.	資料番号	項目番号			ページ数	項目名	質問事項	回答
128	8	3	(1) (2)		45	・有価利用可能量の改定 ・非有価による脱水ケーキ処理単価の改定	事業者より提案された有価利用可能量および非有価による脱水ケーキ処理単価の改定は、事業者リスク軽減のため、協議により毎年改定ができるものとしていただけませんか。	質問NO.127の回答をご参照下さい。
129	9	1	(3)	オ	48	財務の状況に関するモニタリング	「～毎年度、公認会計士等による監査を経た～」とありますが、「等」としては例えば税理士によるものでも構わないとの理解でよろしいでしょうか。事業者の決算業務の体制及びスケジュールの設定のため、及び監査費用の見積りのため、ご教示ください。	公認会計士等とは、公認会計士又は監査法人を指します。
130	9	1	(3)	エ (ア)	48	運営・維持管理に関するモニタリング	図表9-1に「業務総括書」という文言がございますが、定義をお示しください。	図表9-1における県企業庁による定期モニタリングの方法は「業務報告書等を確認し、業務水準の評価」とします。 なお、「業務報告書等」とは、業務日報、業務月報、四半期報告書、業務年報の総称をいいます。
131	9	1	(3)	エ (ア)	48	運営・維持管理に関するモニタリング	図表9-1 [定期モニタリング]の[県企業庁]の欄に、「業務報告書、業務総括書を確認し、業務水準の評価」と記載されていますが、[業務総括書]の内容と提出の間隔を教えてください。	質問NO.130の回答をご参照下さい。
132	9	2	(1)	ア	49	減額等の対象	「～の項目については、～運営・維持管理業務に係わる対価の減額の対象とする。」と記載されています。これは運営・維持管理業務におけるペナルティは割賦には及ばないことの表現であると考えても宜しいでしょうか？	ご質問のとおりです。 ただし、契約解除に至った場合は、脱水処理施設等の設計・建設業務又は増設・更新等業務に係る対価を対象とした違約金、又は、損害賠償を支払うことを想定しています。詳細については、事業契約書(素案)において明示します。
133	9	2	(1)	イ	50	要求水準が満たされていない場合の措置	表中に規定されている「サービス購入料の減額」又は「サービス購入料の支払停止」は、その期の「運営・維持管理業務に係る対価」に対して実施される措置であり、「知多浄水場における脱水処理施設等の設計・建設業務及び3浄水場の脱水処理施設等の増設・更新等業務に係る対価」については減額措置又は支払停止措置はなされないという理解でよろしいでしょうか。	質問NO.132の回答をご参照下さい。

実施方針 添付書類等

No.	資料 番号	項目番号			ページ 数	項目名	質問事項	回答
134	9	2	(1)	ウ	50	減額の対象除外	運営・維持管理業務に係る対価の減額・支払停止は、リスク分担表に規定される事業者分担部分における要求水準未達に対して実施されるものと理解しております。減額対象外として「明らかに県企業庁の責による場合」と規定されていますが、「明らかに」は削除頂きますようお願いいたします。	ご指摘のとおり、「明らかに」は削除します。
135	9	2	(2)	イ (イ)	51	脱水設備の脱水能力	脱水能力に関するペナルティーにおいて、支払停止されるサービス購入料の対象は運営・維持管理業務に係る対価のみと理解しますが、その理解でよろしいでしょうか。	質問NO.132の回答をご参照下さい。
136	9	2	(2)	ウ (ア)	52	脱水ケーキの不法投棄又は最終処分場等への埋め立て	不法投棄が発覚した場合、あるいは協議に基づかない最終処分場への埋め立てが発覚した場合には、サービス購入料全額についての支払を停止するとありますが、支払が停止されるサービス購入料は「運営・維持管理業務に係る対価」部分であり、「知多浄水場における脱水処理施設等の設計・建設業務及び3浄水場の脱水処理施設等の増設・更新等業務に係る対価」は支払停止措置はなされないという理解でよろしいでしょうか。	脱水ケーキの不法投棄、あるいは協議に基づかない最終処分場への埋め立てが発覚した場合は、契約解除となります。この場合は、脱水処理施設等の設計・建設業務及び増設・更新等業務に係る対価を対象とした、違約金及び損害賠償を支払うことを想定しています。詳細については、事業契約書(素案)において明示します。
137	9	2	(2)	ウ (ア)	51,52	脱水ケーキの不法投棄又は最終処分場等への埋め立て	「サービス購入料全額」との記載がありますが運営・維持管理業務に係る対価のみとの理解で宜しいでしょうか。	質問NO.136の回答をご参照下さい。

実施方針 添付書類等

No.	資料番号	項目番号			ページ数	項目名	質問事項	回答	
138	9	2	(2)	ウ	(イ)	52	脱水ケーキの不法投棄又は最終処分場等への埋め立て	2番目の段落において、「再生利用市場等の消失等の『不可能力』という文言がございますが、「不可抗力」と読み替えて宜しいでしょうか。また、この場合、本事業に関する全ての書類において、「不可抗力」は「再生利用市場等の消失」を含むと解釈して宜しいでしょうか。	前段のご質問については、ご指摘のとおり、「不可能力」を「不可抗力」と読み替えて下さい。後段のご質問については、本事業に関するすべての書類において、「不可抗力」に「再生利用市場の消失」を含むと解釈することは適切ではない場面も考えられます。従って、「再生利用市場の消失、不可抗力」と修正します。
139	9	2	(2)	ウ	(イ)	52	脱水ケーキの不法投棄又は最終処分場等への埋め立て	最終処分場への埋め立てを認めないことについて、再生利用市場の消失等の不可抗力及び法制度の変更の場合は、この限りではないとしています。「再生利用市場の消失」について、「再生利用市場」とは実施方針資料8の3(2)非有価による脱水ケーキ処理単価の改定(45ページ)に記載されている[愛知][岐阜][三重]に限定されると考えてよろしいですか。	「再生利用市場の消失」とは、愛知、岐阜、三重といった限定的なエリアを想定しているわけではありません。
140	9	2	(2)	ウ		51	脱水ケーキの不法投棄又は最終処分場等への埋め立て	最終処分場の覆土材として、脱水汚泥を有効利用する場合は、本ペナルティの対象外と考えて宜しいでしょうか。	「覆土」と埋め立ては同意と考えられるので、ペナルティの対象となります。
141	10	1				53	基本的な考え方	「長期間にわたり安定的に脱水ケーキを再生利用していくための創意工夫についても評価します。」との記載がありますが、新規有効利用用途を提案する場合に、具体的な実績が少ない提案でも評価されてしまうのでしょうか。	長期安定性という観点から再生利用について評価することを想定しており、ご質問にあるような具体的な実績が少ない新規有効利用用途が必ずしも高く評価されるとは限らないと考えます。後に示す入札説明書等で確認して下さい。
142	10	4	(1)	イ	(ウ)	56	基礎的事項の確認	「以下の審査項目から確認を行います。 ・特別目的会社の組成内容 ・資金調達の方法 ・融資機関からの関心表明の有無 ..... 基礎的な事項のうち、一つでもその要件に適合していない場合は、入札参加者に確認の上、失格とし、」と記載されております。これは融資機関から関心表明を取ることが基礎的な必要事項であるということでしょうか？またこれはプロジェクトファイナンスによる資金調達が、基礎的な必要事項であるということでしょうか？	前段のご質問についてはご質問のとおりです。資金調達に関して、融資機関から関心表明書(又は融資条件書等、本事業への融資を検討すること等を表明する書類。以下、本回答において、単に「関心表明書」という。)を取得することを基礎的要件とします。後段のご質問(「また、以下。)」については、関心表明書の有無(取得)は、資金調達の確実性の審査を目的とした審査項目であり、本事業の資金調達をプロジェクトファイナンスとすることを規定するものではありません。なお、関心表明書は、プロジェクトファイナンスであるか否かに係らず、融資機関等、外部から資金調達する場合において取得すべきと考えます。

要求水準書 1 業務内容

No.	項目番号				ページ数	項目名	質問事項	回答
143	1	(3)			3	業務内容	表2の生活環境影響調査は知多浄水場のみとなっていますが、実施方針(4及び38ページ)では4浄水場となっています。どちらでしょうか？	質問No.9の回答をご参照下さい。
144	1	(3)			3	業務内容	高蔵寺、尾張東部、上野については生活環境影響調査が業務内容に含まれていません。一方、実施方針P.4の事業範囲では、3浄水場の生活環境影響調査が記載されています。いずれが正しいのでしょうか。	質問No.9の回答をご参照下さい。
145	1	(3)			3	業務内容	知多浄水場の新設と尾張東部浄水場の増設について厚生労働省の国庫補助金を利用し、高蔵寺浄水場以外の更新は経済産業省の国庫補助金を利用するように見られますが、水道/工水共用施設のため費用分担が明確にはならないと予想されます。国庫補助申請業務支援時に水道/工水の費用区分は必要となるのでしょうか。	質問No.73の回答をご参照下さい。
146	1	(3)			3	業務内容	業務内容として、「事前調査(測量、地質調査、既設脱水機棟の耐震診断調査を含む)」とあります。これらは、事業提案書の作成に必要な調査であるため、落札者決定前の業務となります。各社・各グループが個別に実施する必要がありますか。又は、測量、地質調査等、事業提案書の作成に必要な調査を企業庁殿が一括して実施し、公開して頂けるのでしょうか。	「事前調査」は設計・建設業務に際して、事業者が実施する業務であり、事業提案にあたっては、県から提供する既存データ等により判断してください。従って、提案者や県が提案前に調査等を実施する予定はありません。
147	1	(3)			4	業務内容	表2の濃縮施設の運転支援とありますが、事業者はあくまで支援という立場ですので、引抜き汚泥濃度については貴局が保証するのでしょうか？	通常の濃縮汚泥濃度は、P.7表6-2に示すとおりなので、この範囲にある場合は、浄水処理に支障を来さないよう、積極的に汚泥を受け入れてください。なお、あわせて要求水準書(案) P.23 4(1)イ(ア)をご参照下さい。
148	1	(3)			4	業務内容	表2の脱水処理施設等の維持管理とありますが、既存の施設更新までの間、納品メーカーしか扱えないような部品を購入する場合、納品メーカーと他のメーカーでは値段が変わると想定されます。この点について貴局はどのように公平性を保つのかご教示ください。	本事業は、ご指摘の既設脱水設備等の運営・維持管理業務のほか、脱水処理施設等の新設・増設・更新及びそれらの運営・維持管理業務、脱水ケーキの再生利用業務などで構成されるものです。したがって、事業者選定にあたっては、事業全体にわたるVFMの寄与を評価するため、ご指摘の事項が一方向的に公平性に欠くという認識ではありません。
149	1	(3)			4	業務内容	表2 業務内容一覧中における脱水処理施設等の運営・維持管理に関する業務にある清掃業務は脱水機棟廻り及び脱水機棟内の清掃を行う業務と判断してよろしいでしょうか？また、警備業務も脱水機棟周り及び脱水機棟内における警備を行う業務と判断してよろしいでしょうか、御教示願います。	清掃は、事業範囲内の全ての施設を対象とします。また、警備は質問No.203の回答をご参照下さい。

要求水準書 1 業務内容

No.	項目番号				ページ数	項目名	質問事項	回答
150	1	(3)			4	業務内容	表2 業務内容一覧中における脱水処理施設等の運営・維持管理に関する業務にある尾張東部浄水場内における濃縮汚泥の運搬とありますが、工水系脱水機は上水系脱水機棟内に設置するものと解釈しますがよろしいでしょうか、御教示願います。	尾張東部浄水場の既設の工水系脱水機は、上水系脱水機棟内に設置することとなります。このため、濃縮汚泥の運搬が必要となります。詳細については、要求水準書(案)P.23 4(1)イ(工)をご参照下さい。
151	1	(4)	ア		4	整備対象施設及び事業範囲	表3 整備対象施設及び事業範囲において3浄水場の脱水設備の整備(更新及び撤去)対象機器類は添付資料 別紙9 既設脱水設備機器リストに記載されている機器であると解釈してよろしいでしょうか、御教示願います。	別紙9は代表的な機器をリストアップしたもので、脱水設備等の整備対象施設には配管、その他補機等も含まれます。
152	1	(4)	ア		4	整備対象施設及び事業範囲 表3 整備対象施設及び事業範囲	3浄水場については、脱水ケーキ搬出設備の設計・建設を含むとありますが、上野浄水場のコンベア上屋も更新対象となるのでしょうか。	質問NO.58の回答をご参照下さい。
153	1	(4)	ア		4	整備対象施設及び事業範囲	尾張東部浄水場の平成18年度に実施される工水用の脱水設備等の撤去は脱水機棟も含まれますでしょうか。	脱水設備は撤去しますが、脱水機棟は撤去する必要はありません。
154	1	(4)	イ	(ア)	5	脱水設備等の計画諸元	「事業費の低減等を確認できる場合」とありますが、事業費の増加が確認できた場合の対応はどのようになりますか。	質問NO.101の回答をご参照下さい。
155	1	(4)	イ		6	脱水設備等の計画諸元	(ウ)脱水機性能b中に適切な脱水ケーキ含水率を維持することとありますが、特に脱水ケーキ含水率において制限値は無いと判断してよろしいでしょうか？例えば再生利用先の要望により脱水処理を行わず、濃縮汚泥の状態での搬出してもよろしいでしょうか、御教示願います。	有価利用に支障がなければ、特に含水率を制限しませんが、脱水処理業務を行うことを前提としているため、泥水の状態での搬出することは考えられません。
156	1	(4)	イ	(イ)	6	脱水設備等の計画諸元	[表5 浄水場毎の必要脱水能力]に記載されている固形物量は、設備の能力を設定する上での最大値と考えてよろしいですか。また、平均濁度時における脱水機の運転日数が週5日と記載されていますが、運転日数設定のための設計条件と考えてよろしいですか。	脱水設備の能力は表5を満足するものとします。運転日数は事業者提案とします。
157	1	(4)	イ	(ウ)	6	脱水設備等の計画諸元	b(参考:現在の含水率は平均60%程度)とありますが、汚泥含水率による(例えば65%以上)ペナルティーは発生するのでしょうか。	含水率の基準値については、特にペナルティーを設定する考えはありません。

要求水準書 1 業務内容

No.	項目番号				ページ数	項目名	質問事項	回答
158	1	(4)	イ	(ウ)	6	脱水設備等の計画諸元	ケーキの含水率が平均60%程度と記載されていますが、[別紙7 浄水場機械脱水処理状況調書]によりますと、季節により65%を超えるケースもあります。3浄水場においては全量を有効利用されているとのことですが、これらの高い含水率の場合に何か含水率の調整をされているのでしょうか。今までの運転実績から御教示ください。また、適切な含水率を維持することの「適切」とは平均60%を意味しますか。	含水率の調整はしていません。また適切な含水率とは、有価利用に支障のない値です。また約60%とは現状の平均的な実績値であり、あくまでも参考値です。
159	1	(4)	イ	(ウ)	6	脱水設備等の計画諸元	「適切な含水率」について、県企業庁殿の要求数値もしくは許容幅をご提示下さい。	要求数値、許容幅は、設定しません。事業者が再生利用に支障がない範囲で管理してください。
160	1	(4)	イ	(オ)	6	脱水設備等の計画諸元	乾燥設備 知多以外の3浄水場においては、乾燥設備の設置は認めない。とありますが、乾燥設備以外の熱源設備の設置は可能と理解して宜しいでしょうか。	熱源設備の設置は原則として認めません。
161	1	(4)	イ	(オ)	6	脱水設備等の計画諸元	「3浄水場においては、乾燥設備の設置は認めない」とありますが、乾燥機能が一体化されている脱水機を設置することは、認められますでしょうか。ご教示の程宜しくお願い致します。	要求水準書(案)のとおり、3浄水場において乾燥設備を設置することは認めません。したがって、乾燥機能が一体化されている脱水機の設置も認めません。
162	1	(4)	イ	(カ)	6	脱水設備等の計画諸元	海外調達品の脱水機を選定した場合、一部の規格についてはJIS、JEM、JEC相当の外国規格を適用するケースがありますが、これは認められますでしょうか。	脱水設備はJIS規格相当以上で、それを客観的に証明できれば良しとします。
163	1	(4)	イ	(ケ)	7	脱水設備等の計画諸元	表6-1 濃縮槽の概要に各浄水場における濃縮槽の容量が記載されていますが、許容汚泥貯留量を教えて下さい。	記載の容量が許容汚泥貯留量と解釈してください。
164	1	(4)	イ	(ケ)	7	脱水設備等の計画諸元	[表6-2 濃縮汚泥の状況]に記載されている平均汚泥濃度は、設計条件と考えるとよろしいですか。4浄水場の上水並びに工水汚泥の沈殿池からの排泥サイクルと排泥頻度及び排泥方法について御教示ください。	設計条件ではなく、あくまでも参考値(実績値)です。また、浄水場の排泥サイクル等ですが、上水では沈でん池汚泥を1日1回程度クラリファイヤーにより排泥し、工水では年1~2回程度人力による排泥を実施しています。
165	1	(4)	イ	(サ)	8	脱水設備等の計画諸元	(サ)ろ過水の水質管理 中において、ろ液の濁度管理を行うとありますが、具体的に排水池へ返送するろ液の水質に制限値はあるのでしょうか、御教示願います。また、実施方針50ページでは高濃度の泥水が排水池に排出された場合はペナルティを課すと示されています。	入札説明書等で示します。

要求水準書 1 業務内容

No.	項目番号				ページ数	項目名	質問事項	回答
166	1	(4)	イ	(サ)	8	脱水設備等の計画諸元	3浄水場の排水池に排出されているろ過水の濁度を御教示ください。また、排水池へのろ過水濁度の上限値も併せて御教示ください。	入札説明書等で示します。
167	1	(4)	イ	(サ)	8	脱水設備等の計画諸元	排水池に返送されるろ過水の濁度について、県企業庁殿の要求数値もしくは許容幅をご提示下さい。	質問NO.166の回答をご参照下さい。
168	1	(4)	エ		9	脱水機棟の要件	高蔵寺浄水場及び上野浄水場の脱水機棟について改修工事を行うこととありますが、耐震安全性の検討を行う上で必要な既設脱水機棟の構造計算書の開示をお願い致します。本内容につきましては、極力早い段階での開示を期待します。	現存資料は開示しますが、それ以外は現地調査等で判断してください。
169	1	(4)	エ	(イ)	9	脱水機棟の要件	本工事における仕様書は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書」、「公共建築改修工事標準仕様書」によるものと考えてよろしいですか。	仕様書を特に指定するものではありません。ご指摘の仕様書は参考となります。
170	1	(4)	エ	(ウ)	9	脱水機棟の要件	9行目「事業者は必要に応じて耐震診断調査を実施すること。」とありますが、提案時改修計画と耐震診断調査実施後の改修計画に差が出た場合(追加工事等の発生)は、実施方針資料2(リスク分担表)のどの項目に該当するのかご教示願います。	基本的にはリスク分担表NO.34に該当すると考えます。ただし、これに起因した事業者に生じる必要な追加費用及び損害の負担については、県企業庁と事業者が協議して、合理的な範囲で県企業庁が負担することとします。
171	1	(4)	エ	(ウ)	9	脱水機棟の要件	既設の脱水設備より重い脱水機に更新しようとした場合、既存脱水機棟の杭の耐荷重が問題になると思われます。既存脱水機棟の杭の耐荷重をご教示ください。	「参考資料8 既設脱水処理施設等完成図書」から推定してください。
172	1	(4)	エ	(ウ)	9	脱水機棟の要件	「地震動レベル2相当の大地震」とは、「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説」の「一般的な建築物」の「二次設計」に該当するものと考えればよろしいでしょうか。	ご指摘のとおりです。
173	1	(4)	エ	(ウ)	9	脱水機棟の要件	高蔵寺浄水場及び上野浄水場の脱水機棟の耐震性能を見直す改修を行います。これと整合を取るため、既存の機械設備・電気設備に関する耐震補強等を考慮する必要がありますか。「6ページ:(キ)脱水設備等の耐震性」では、「地震動レベル2」の耐震性が規定されています。	既存機械・電気設備の地震対策については要求水準書に記述したとおりです。また、機械・電気設備本体の耐震対策については事業者提案とします。

要求水準書 2 設計・建設業務

No.	項目番号				ページ数	項目名	質問事項	回答
174	2	(1)	イ		11	設計期間	本表に記載されている台数・平均濁度時所要処理能力は、設計条件と考えてよろしいですか。	台数及び処理能力は設計条件です。
175	2	(2)	ア		11	業務内容	3浄水場における脱水設備等の更新工事に当たっては、既設の脱水設備等の運転に支障を起こさないよう実施することとなりますが、高蔵寺浄水場の脱水機は1台であり、更新工事を行う際は脱水機を停止させる必要があります。よって、既設の浄水処理の運転に支障を起こさないよう更新工事を実施することと解釈してよろしいでしょうか、御教示願います。	要求水準(案)15ページ2-2-ク 新設・更新・増設業務期間中の業務に記載してあるとおり、他浄水場に運搬して処理します。なお、その他方法にて処理する場合、事業者提案とします。
176	2	(2)	イ	(イ)	12	脱水処理施設等建設上の施工分界点	知多浄水場において、非常用発電または常用発電機を設置してもよろしいでしょうか。また、常用発電機の余剰電力を電力会社に販売してもよろしいでしょうか。	提案の内容によりませんが、非常用もしくは常用発電機は過大施設と思われます。
177	2	(2)	イ	(イ)	12	脱水処理施設等建設上の施工分界点	知多は別系統受電となるので浄水場と敷地境界を設定しますが、中部電力等からフェンス等が必要と言われる可能性があります。その場合、事業者がフェンスを設置するのでしょうか。	質問NO.118の回答をご参照下さい。
178	2	(2)	イ	(ウ)	12	脱水処理施設等建設上の施工分界点	県企業庁は脱水設備等の運転状況を監視できるような必要な信号を受け取ることとありますが、本欄に記載された信号(24頁工項記載の等以外含む)のみと考えてよろしいでしょうか。また、信号受け渡し場所は脱水機棟監視室または電気室と考えてよろしいでしょうか。	計測・管理項目は入札説明書等で示します。また、事業者からの信号の受渡場所はご指摘のとおりです。
179	2	(2)	イ	(エ)	12	脱水処理施設等建設上の施工分界点	「既設監視操作盤は、濃縮槽と脱水機が一体となっているので…」と記載されていますが、脱水設備の更新に伴い監視操作盤の更新も必要となります。濃縮設備は企業庁殿の範囲であることから、濃縮槽設備の監視操作盤の更新に関しては、企業局殿の範囲と考えてよろしいですか。	脱水設備等の更新行方際、新設監視操作盤に既設濃縮槽操作盤を事業者が移設更新するものとします。
180	2	(2)	ウ	(イ)	13	周辺インフラ整備に関わる施工分界点	維持管理及び運営の支障の無い幅員の道路網を構築するとありますが、処理場内の舗装構成をご教示ください。	舗装構成は、路盤がRC40 t=15cm、舗装が密粒AS t=5cmです。
181	2	(2)	ウ	(エ)	13	周辺インフラ整備に関わる施工分界点	(エ)屋外照明設備で、3浄水場においては必要に応じて事業者の費用負担で事業地内の屋外照明設備を整備するとありますが、屋外照明設備の整備は事業者の判断にて行うものと解釈してよろしいでしょうか、御教示ねがいます。	ご質問のとおりです。
182	2	(2)	ウ	(エ)	13	周辺インフラ整備に関わる施工分界点	既設3浄水場の屋外照明設備の整備の範囲と要領をご教示下さい。	整備範囲は、事業用用地内とします。また、屋外照明施設の設置か所数は事業者提案とします。



要求水準書 2 設計・建設業務

No.	項目番号				ページ数	項目名	質問事項	回答
183	2	(2)	ウ	(オ)	14	周辺インフラ整備に関わる施工分界点	知多浄水場は下水道が整備されておりますでしょうか。整備されていない場合、事業者は浄化槽を設置し、下水道を使用いたしませんか、その場合でも水道メーターの設置は必要となりますのでしょうか。	知多浄水場は下水が整備されておりません。なお、水道メーターは使用水量の把握をするため、下水道を使用しない場合でも設置することとします。
184	2	(2)	ウ	(オ)	14	周辺インフラ整備に関わる施工分界点	浄化槽の設置は、一般的には1敷地1浄化槽が原則で、保健所からもそのように指導されることが多いようです。「事業者が自らの負担により浄化槽を設置し、原則として放流先は浄水場外へ排出する。」とありますが、今回の施設用に単独で浄化槽を設置する事が可能と考えてよろしいでしょうか。	設置することは可能と考えています。
185	2	(2)	ウ	(オ)	14	周辺インフラ整備に関わる施工分界点	3浄水場における、貴庁とPFI事業者の電気料金の取決めについてお教えてください。 基本料金、従量料金 季節別料金について 最大電力の考え方 電力会社が停電の場合における、非常用電力の供給可否	～ については、入札説明書等で示します。なお、基本的には当年度の浄水場全体におけるkwh当たりの平均電力原価で徴収します。 については、排水処理施設を供給対象としていません。
186	2	(2)	ウ	(カ)	14	周辺インフラ整備に関わる施工分界点	フェンス、門扉等の『保守設備』という文言がございます。通常、「保守」という文言には「維持・点検・修理」等のイメージが強いように感じますが、ここでは「排水処理施設敷地の保安」という意味に解釈して宜しいでしょうか。また、これらを「特に設置しないものとする」とのご指定ですが、これは「新設してはいけない」との意味に理解して宜しいでしょうか。御教示願います。	前段のご質問については、ご質問のとおりです。 後段のご質問については、「特に設置しないものとする」は、「特に設置する必要はない」とご理解ください。
187	2	(2)	オ	(イ)	14	建設・更新期間中のユーティリティ	3浄水場の更新・増設の工事において工事用の電力は、事業者が浄水場を経由して受電するのでしょうか。また、その電力料は運営・維持管理業務の係の対価と相殺されるのでしょうか。	更新・増設の工事用電力は事業者が確保してください。ただし、機器の試運転調整については浄水場から受電できるものとし、料金は運営・維持管理業務の対価と相殺します。
188	2	(2)	ク		15	新設・更新・増設業務期間中の業務	「高蔵寺浄水場における脱水設備更新中は処理対象汚泥を事業者の責任と費用負担によって本事業の対象となる他浄水場に運搬し処理すること」と記載されていますが、運搬上における法的規制以外に周辺地域に対する運搬途上の特別な規制等がありましたら御教示ください。	高蔵寺浄水場から尾張東部浄水場に産業廃棄物専用貨物車で運搬を実施したことがありますが、ご質問の特別な規制等はありませんでした。
189	2	(2)	ク		15	新設・更新・増設業務期間中の業務	高蔵寺の脱水設備更新建設時は尾張東部浄水場への汚泥の運搬作業が発生いたしますが、運搬依頼先は産業廃棄物運搬業の許可保有が必要でしょうか。	質問No.14の回答をご参照下さい。
190	2	(2)	コ		16	工事監理業務	工事監理者は、工事期間中常駐の必要はあるでしょうか。	質問No.56の回答をご参照下さい。

要求水準書 3 維持管理業務

No.	項目番号				ページ数	項目名	質問事項	回答
191	3				-	維持管理業務	現在の組織図及び各職務分担の人数(委託、嘱託等を含む)をご教示ください。	現在の運営業務は、愛知水と緑の公社に委託しております。現在、対象の脱水設備等に現場で携わっている公社職員は、高蔵寺浄水場1人、尾張東部浄水場2人、上野浄水場2人となっております。
192	3				-	維持管理業務	既存の脱水機棟並びに脱水設備等の年間維持管理費についての情報を開示して頂けないでしょうか。	要求水準書(案)で公表した修繕履歴と、質問NO.191の回答等から推計してください。
193	3	(1)			16	脱水機棟維持管理業務	「建築設備の維持管理はエネルギー削減に配慮したもの」と記述がありますが、具体的なエネルギー削減の目標値は公表されますか。	「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づき、浄水場全体の使用電力量の原単位を削減することを目標としています。個別の脱水設備において具体的な目標値はありませんが、省エネルギーに努めるようにしてください。
194	3	(2)			17	脱水設備等維持管理業務	「設備の維持管理はエネルギー削減に配慮したもの」と記述がありますが、具体的なエネルギー削減の目標値は公表されますか。	質問NO.193の回答をご参照下さい。
195	3	(2)	工	(ウ)	18	脱水処理施設等維持管理上の分界点	知多浄水場を除く3浄水場は、「電力事故や点検時には停電となることを想定しておくこと」と記述がありますが、停電になった場合のサービス停止に伴うペナルティは無いと考えてよろしいでしょうか。	停電が、事業者の責めに帰さない事由による場合は、ペナルティとはなりません。
196	3	(4)			20	維持管理期間中のユーティリティー	作業用水は無償でご提供いただけるとのことですが、水道メーターの設置は公共下水道へ接続する部分と考えて宜しいでしょうか。	使用水量の把握をするため、事業者が使用する水道すべてに設置することとします。
197	3	(4)	アイ		20	水道下水	ア 水道において、「本事業で必要となる作業用水は、各浄水場より無償で提供する。」とあります。供給頂けるものは、上水、工水の2種類と考えて宜しいでしょうか。 イ 下水において、「公共下水道に接続する場合の料金は水道使用量に応じた料金をサービス購入料のうち、運営・維持管理業務に係る対価から差し引くことで精算する。」とあります。ろ布洗浄等に使用し、プラント内のある工程へ返送される用水に関しては、下水道料金の支払い対象外と考えて宜しいでしょうか。また、ろ布の洗浄水等のプラント用水は、何を利用されていますか。	ア 提供するものは上水です。 イ 下水道料金の支払い対象外と考えています。ろ布の洗浄水等は上水を利用する予定です。
198	3	(5)			21	事業期間終了時の状態	事業終了後1年以内に大規模な修繕を要することのない状態とありますが、大規模な修繕とは具体的にどのような修繕をいうのでしょうか。	機器の性能・機能について、実務上支障のない状態まで回復させるための修繕をいいます。(毎年行うような定期的な修繕は除きます。)

要求水準書 3 維持管理業務

No.	項目番号				ページ数	項目名	質問事項	回答
199	3	(5)			21	事業期間終了時の状態	事業終了時の引渡しにおいて、運転指導は必要となりますでしょうか。	<p>県企業庁及び事業者は、契約期間終了の3年前に、契約期間終了後も引き続き運営・維持管理業務を行うことに関する委託契約を締結するかどうかについて、協議を開始することを想定しています。</p> <p>当該協議の結果により、引き続き県企業庁と事業者が委託契約を締結しない場合等においては、運転指導等引継ぎ業務について、事業者に協力を依頼することとなります。</p>
200	3	(5)			21	事業期間終了時の状態	事業終了時において、知多浄水場の脱水処理施設等の受電は浄水場からの受電に切り替える必要がございますでしょうか。	質問NO.118の回答をご参照下さい。
201	3	(7)	エ		21	警備の実施	本事業は浄水場敷地内における事業であると考えますので、浄水場全体の警備が行われているのであれば、本事業用地内だけの「警備」業務は不要ではないでしょうか。	脱水機棟は、事業者が管理するものですので、必要な警備は実施してください。
202	3	(7)	オ		22	防犯、緊急対策対応業務	事業用地内とはフェンス等を設置しないことから、防犯、緊急対策対象範囲は脱水機棟と考えてよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
203	3	(7)	オ		22	防犯、緊急対策対応業務	<p>「a 事業用地内に第三者が自由に立ち入ることがないように、出入口の施錠を確実に行うなど必要な対策をとること。」とあります。一方、14ページ 2(2)(カ)保守設備には、「フェンス、門扉等の保守設備は特に設置しないものとする。」とあります。</p> <p>第三者が自由に立ち入ることがないようにする事業用地内。施錠対象となる出入口。</p> <p>は、どのように解釈した宜しいでしょうか。</p>	事業用地内は、脱水機棟及びケーキヤードの施錠、保安に心掛けてください。また、指定された浄水場の出入り口についても、各浄水場と協議した上で必要な施錠等の防犯対策をとるようにしてください。

要求水準書 4 運營業務

No.	項目番号			ページ数	項目名	質問事項	回答	
204	4	(1)	ア	22	対象汚泥	愛知県内の他の浄水場で発生した汚泥引き取りの過去5年間の実績をご教示ください。	他の浄水場から4浄水場へ汚泥を搬送した実績は、平成12年度に知多浄水場から尾張東部浄水場(1,400m <sup>3</sup> )、上野浄水場(2,000m <sup>3</sup> )、へ、平成14,15年度に豊田浄水場から尾張東部浄水場(H14:800m <sup>3</sup> 、H15:1,200m <sup>3</sup> )である。	
205	4	(1)	ア	22	対象汚泥	県企業庁殿の他浄水場で発生した汚泥について、処理能力に余裕があり、県企業庁からの協議に対して事業者が了解した場合は、本事業の対象汚泥とすることができるとありますが、これまでに他の浄水場の汚泥を処理された実績があるのでしょうか、また、将来的にそのような予定があるのでしょうか。	特に平成12年9月に起きました東海豪雨時には、1つの浄水場で汚泥処理ができず、他の浄水場に運び処理を行いました。また、将来、汚泥処理で突発的な事故が発生した場合等には、他の浄水場に運ぶことは十分考えられます。	
206	4	(1)	ア	22	対象汚泥	県企業庁殿の他浄水場で発生した汚泥について、処理能力に余裕があり、県企業庁からの協議に対して事業者が了解した場合は、本事業の対象汚泥とすることができるとありますが、再生利用(有価、非有価)に関する対価も含めて協議させていただけると考えて宜しいでしょうか。	基本的には、契約時の単価で処理することとなりますが、状況によっては単価を含めた協議ができることとします。	
207	4	(1)	ア	22	対象汚泥	「県企業庁の他浄水場で発生した汚泥について、脱水設備等の処理能力に余裕があり、県企業庁からの協議に対して事業者が了解した場合、本事業の対象とすることができるものとする。」とあります。受け入れた汚泥の投入先は、企業庁殿が維持管理する濃縮槽としてよろしいでしょうか。(23ページ(エ)の受入先は濃縮槽より)濃縮槽を汚泥の投入先とする場合、汚泥投入設備(配管等)の建設、維持管理等は、企業庁殿の所掌となるのでしょうか。また、汚泥の受入業務は、どちらの所掌となるのでしょうか。	最初の2つのご質問については、ご質問のとおりです。3つ目のご質問については、濃縮施設への汚泥の受入業務は、県企業庁の業務となります。	
208	4	(1)	アイ	(オ)	22 24	対象汚泥 脱水処理施設等の運転	脱水処理能力に余裕がある場合、県企業庁殿の他の浄水場の汚泥の処理は事業者との協議、近隣の市町の浄水場の汚泥は事業者の判断・県企業庁殿の了解事項と判断できますが、あくまでも非日常(施設のトラブル・工事・点検のための運転停止時等)の要請として解釈するのか、定期的な受け入れも了解とされるのか教示願います。	県企業庁の他の浄水場の汚泥処理については、非日常なことと想定されます。近隣市町の汚泥の受入については、非日常の場合と、定期的な場合の双方がありえるものと想定されます。
209	4	(1)	イ	(イ)	23	脱水処理施設等の運転	「固形物回収は脱水機の運転に著しい支障を来さないようなレベル(通常、95%)とし、排水池に高濁度のろ液が返送されないような措置(脱水機の緊急停止等)を講じること」とありますが、ろ液(返送水)濁度の条件を提示願います。	質問NO.166の回答をご参照下さい。
210	4	(1)	イ	(エ)	23	脱水処理施設等の運転	東郷浄水場(工水)に既設の脱水機はございますか。それを使用すること、あるいは更新して使用することは可能でしょうか。工水単独の脱水ケーキの方が有価利用しやすいと考えます。	2か所の浄水場で運転管理を行うより、要求水準書(案)とおり、1か所で管理の方が合理的ですので、1か所にまとめてください。

要求水準書 4 運營業務

No.	項目番号					ページ数	項目名	質問事項	回答
211	4	(1)	イ	(オ)	24	対象汚泥	近隣の市町からの水道汚泥引き取りの過去5年間の実績をご教示ください。	質問NO.17の回答をご参照下さい。	
212	4	(1)	イ	(オ)	24	脱水処理施設等の運転	県企業庁として要請があると考えておられる、市町名をご教示下さい。	現在は春日井市からの汚泥を尾張西部浄水場で引き受けています。その他、県企業庁としては、要請があるとする市町を把握しておりません。	
213	4	(1)	イ	(オ)	24	脱水処理施設等の運転	「県企業庁の了解を得た上で」「係る対価を市町より収入として得ることも」とありますが、県企業庁の了解事項に処理費は含まれますか。もし、含むのであれば、県企業庁が想定しておられる処理費の上限金額をご教示下さい。	処理費については、汚泥の引き取りを要請する近隣市町と事業者が協議の上定めることであり、県企業庁が関与するものではありません。したがって、県企業庁の了解事項に処理費は含まれません。 なお、県企業庁は、近隣市町の水道汚泥を事業者が引き取り、脱水処理を行うことで、本事業そのものの安定的遂行に支障が生じないかどうかについてを、了解事項とします。	
214	4	(1)	イ	(オ)	24	脱水処理施設等の運転	県企業庁としては、市町から要請がある水道汚泥の量はどの程度であるとお考えでしょうか。予測される水道汚泥の量についてご教示下さい。	質問NO.15及び17の回答をご参照下さい。	
215	4	(1)	イ	(オ)	24	脱水処理施設等の運転	現状、近隣の市町からの水道汚泥の引取りはございますか。	質問NO.17の回答をご参照下さい。	
216	4	(1)	イ	(オ)	24	脱水処理施設等の運転	近隣の市町からの水道汚泥の引き取りについて、過去の実績の有無と今後想定される市町がございましたらご教示願います。	質問NO.17の回答をご参照下さい。	
217	4	(1)	イ	(オ)	24	脱水処理施設等の運転	近隣市町の水道汚泥の引き取り、脱水処理について3浄水場において従来から引取処理を行っている場合、該当浄水場、市町名、受入量、料金等についての情報を開示願います。	愛知用水地区の3浄水場で他の市町からの汚泥引き取り実績はありません。	
218	4	(1)	イ	(オ)	24	脱水処理施設等の運転	汚泥の投入先は、企業庁殿が維持管理をしている濃縮槽(23ページ(エ)の受入先は濃縮槽より)となるかと思えます。濃縮槽を汚泥の投入先とする場合、汚泥投入設備(配管等)の建設、維持管理等は、企業庁殿の所掌となるのでしょうか。また、汚泥の受入業務は、どちらの所掌となるのでしょうか。この脱水液は、排水池へ返送することになりますが、問題ありませんか。近隣の市町の範囲は、どのようになりますか。愛知県内に限定されるのですか。	投入先は引き抜き汚泥槽又は濃縮槽とします。また、ご質問に係る業務の所掌は、事業者となります。したがって、投入先、投入方法及び液の返送水質を含め県企業庁と協議のうえ、了解を得て実施してください。また、受け入れ範囲は、愛知県内とします。	

要求水準書 4 運營業務

No.	項目番号				ページ数	項目名	質問事項	回答
219	4	(2)	イ		25	脱水ケーキ再生利用業務	脱水ケーキを培土用に再生利用を行う場合、マンガン含有量が問題となります。マンガン含有量の実績がございましたら、ご教示ください。	知多浄水場の発生土の成分試験結果しかありませんが、平均約0.18wt%、最大約0.26wt%です。
220	4	(2)	イ	(ウ)	26	脱水ケーキ再生利用業務	脱水ケーキの再生利用量の確認を行うために、場内にトラックスケールの設置が必要と思われます。4浄水場すべてにおいて、トラックスケールが無い場合は事業者が設置するという考えでよろしいでしょうか。	事業者提案とします。
221	4	(2)	ウ		27	脱水ケーキ再利用における計量及び計測	保管量はどのように測定するのでしょうか。	事業者提案とします。
222	4	(2)	ウ		27	脱水ケーキ再利用における計量及び計測	脱水ケーキ乾燥重量は計算により求めますが、実測値である再生利用量や場内保管量等の合計と差が生じることが想定されます。その場合はどのように対応すれば宜しいでしょうか。	汚泥量あるいは流入汚泥濃度等から算定した量を基としますが、合理的な理由があれば、ある程度の差が生じることはやむを得ないと考えます。
223	4	(2)	ウ		27	脱水ケーキ再利用における計量及び計測	再生利用量の具体的測定方法を御教示下さい。	県企業庁は、再生利用量を買取証明書によって確認します。
224	4	(2)	ウ		27	脱水ケーキ再生利用における計量および計測	上野浄水場にて脱水ケーキをホッパーからケーキヤードまでトラック移送していますが、トラックはSPCにて用意する必要がありますでしょうか。	トラックの用意も事業者でお願いします。
225	4	(2)	エ		27	産業廃棄物処理業の許可	「事業者は、脱水ケーキを非有価利用する場合は、…」とありますが、平成18年9月末日までに産業廃棄物処理業の許可を受けなければならない根拠を御教示頂けますでしょうか。	事業者が脱水ケーキを非有価利用する場合、産業廃棄物を取り扱うこととなるため、産業廃棄物処理業(中間処理業)の許可を受けることが必要となります。 平成18年度は3浄水場のみ運営・維持管理業務を行いますが、過去5年間において3浄水場では脱水ケーキを非有価利用していないことを鑑み、事業開始予定日(平成18年4月1日)より半年間で速やかに許可取得を求めているものです。
226	4	(2)	エ		27	産業廃棄物処理業の許可	施設の所有は県企業庁となりますので、発生土の非有価利用(産廃処分)の場合であっても事業者は産業廃棄物処理業の許可を受ける必要がないと考えますがいかがでしょうか。(発生土の排出者責任は県企業庁であり、事業者は施設の運営・維持管理の委託を受けたものと考えます。)	非有価利用については、処分費が企業庁からPFI運営事業者に払われるので、産業廃棄物処理業(中間処理業)の許可が必要です。

要求水準書 4 運營業務

No.	項目番号				ページ数	項目名	質問事項	回答
227	4	(4)	ア		27	周辺住民対応	各浄水場の過去の具体的な周辺住民対応の実施例をご教示ください。	高蔵寺では騒音、知多では臭気(天日乾燥処理による)について苦情がありました。なお、近年豊橋浄水場及び豊川浄水場で脱水機建設にあたり、事前に生活環境影響調査を実施しました。
228	4	(4)	イ		27	見学者対応	施設見学者の受け入れ、対応実績(過去5年間)をご教示ください。	排水処理施設の見学者は、企業庁職員及び外部から年間数回程度あります。
229	4	(4)	イ		27	見学者対応	「県企業庁の要請があった際には、施設の見学者を受け入れ、対応を行うこと。」とありますが、どの程度の規模の見学者及びどの程度の対応を想定されているかご教示願います。 例えば、「1回当たり 人の見学者が、浄水場管理棟にて事前に説明を受けた上で、排水施設を見学する。その際の見学者への説明を行う。」など	排水処理施設の見学者は、企業庁職員及び外部から年間数回程度あります。今後、PFI関連で見学者があると思われませんが、この場合、ご質問のとおり行程で1回あたり数名が見学すると考えられます。

要求水準書 5 公開資料

No.	添付資料	ページ数	質問事項	回答
230	別紙1 発生汚泥量、脱水機ろ過面積等の算定根拠について		「汚泥濃度は3浄水場については平成14年度に実施した可能性調査の値を引用し、…」とありますが、可能性調査とはどのようなものか御教示ください。	平成14年度に実施しました可能性調査とは、排水処理施設の運転管理方法を検討する一環として、PFI導入の可能性について調査したものです。
231	別紙1 発生汚泥量、脱水機ろ過面積等の算定根拠について 別紙2 脱水機計画内容		脱水機ろ過面積の選定は事業者の提案によるものと理解しておりますが、以下の脱水機選定に関する項目は、事業者の提案によって変更可能でしょうか。 脱水機の運転時間、運転サイクル及び稼働日数 加圧脱水機の型式(長時間、中時間、短時間) 加圧脱水機以外の機種を選定	要求水準を満足する限り、事業者の提案によって変更可能です。
232	別紙4 汚泥発生量に関する運転実績		各浄水場から発生する脱水ケーキ中のマンガン含有量の平均値、最大値を御教示頂けないでしょうか。	質問NO.219の回答をご参照下さい。
233	別紙6 浄水場発生土処理状況調書		高蔵寺、尾張東部、上野、知多の各浄水場における、主な売却先を公表して下さい。	具体的な企業名については公表を差し控えさせていただきますが、名古屋周辺(海部郡、藤岡町、各務原市など)の園芸用培養土やグランドコート材を作る企業です。なお、知多浄水場は、ほとんどがセメント会社へ有価で処理を委託しています。
234	別紙6 浄水場発生土処理状況調書		主な売却先における企業名・担当者等について公表していただけますでしょうか。	質問NO.233の回答をご参照下さい。
235	別紙7 浄水場機械脱水処理状況調書		「汚泥処理量」、「汚泥平均濃度」、「乾燥発生土量」、「ケーキ重量」、「ケーキ含水率」、「平均ろ速」について、記載されています。これらのデータの関係を検算すると、乾燥発生土量に相違(下記の例参照)があります。 これらのデータはどのような条件で計測又は算出されたデータですか。また相違の原因に関してご教示下さい。 例) 尾張東部(上水)H11.4の場合 汚泥処理量 × 汚泥平均濃度 : 511m <sup>3</sup> × 2.6% = 13.3t-ds/月 乾燥発生土量 : 13.1t-ds/月 ケーキ重量 × (100% - ケーキ含水率) : 40.4-wt/月 × (100% - 65.3%) = 14.0t-ds/月	すべての項目において日ごとの実績を積算していますので、計算値と多少の誤差が生じます。



要求水準書 5 公開資料

No.	添付資料	ページ数	質問事項	回答
236	別紙7 浄水場機械脱水処理状況調書		<p>H11年度のデータにおいて尾張東部浄水場(工水)の9月～12月のデータが「0」となっています。                      処理量「0」の原因は何ですか。                      原因が修繕等による休止の場合、この間の汚泥の処理はどのようにされましたか。                      他の処理場で処分された場合、それは、どこの処理場ですか。                      この調書内の数値に含まれていますか。                      どこに含まれていますか。                      ご教示下さい。</p>	<p>平成11年9～12月のデータが0となっているのは修繕のためです。この間、汚泥処理を実施していません。通常、工水では、原水濁度が低い場合、無薬注で浄水場の運転をすることが多く、この間、汚泥の発生量が非常に少ないため、汚泥処理を実施していません。</p>
237	別紙7 浄水場機械脱水処理状況調書		<p>H15年度のデータにおいて尾張東部浄水場(工水)の11月のデータが脱水機修繕の為「0」となっています。                      この間の汚泥の処理はどのようにされましたか。                      他の処理場で処分された場合、それは、どこの処理場ですか。                      この調書内の数値に含まれていますか。                      どこに含まれていますか。                      ご教示下さい。</p>	<p>平成15年11月の脱水機修繕期間中、汚泥処理は行なわれていません。従って、他の浄水場に運搬して処分したということもありません。</p>

その他

No.	項目番号				ページ数	項目名	質問事項	回答
238						第1回現地見学会	<p>去る平成16年12月7日に開催された第1回現地見学会で、知多浄水場を除く3浄水場の脱水機棟の見学の際、脱水機上部にあるホイスト式クレーンの能力をお尋ねいたしましたところ、質問書でとのことでしたので、ここに質問させていただきます。3浄水場の各脱水機棟に設備されているホイスト式クレーンの能力をご教示願います。</p>	<p>要求水準書(案)の添付資料別紙9に各々のホイスト式クレーンの能力を示しています。</p>